

報告第 27 号

特別職の身分の取扱いの具体的調整について

特別職の身分の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 1 月 24 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協議事項	特別職の身分の取扱い	関係項目	
調整の内容	2. 特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。		

調整の具体的内容	特別職の報酬については、別紙のとおりとする。
----------	------------------------

報酬額を検討するにあたって

合併協議会において確認された調整内容「特別職の職員の報酬については、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整する。」に基づき調整を行い、具体的には、新市長就任後、新市において設置される特別職等報酬審議会へ諮問するまでの間は、4町の現行の報酬額により取扱うことを基本に調整した。

北秋田市の主な特別職の報酬額

職 名	報酬額		備 考
市 長	月額	892,000円	市長職務執行者も同額
助 役	"	657,000円	
収入役	"	611,000円	
教育長	"	581,000円	
議 長	"	298,000円	
副 議 長	"	273,000円	
議 員(鷹巣地区)	"	259,000円	
議 員(合川地区)	"	225,000円	
議 員(森吉地区)	"	218,000円	
議 員(阿仁地区)	"	213,300円	
農業委員会 会長	年額	468,000円	
" 職務代理人	"	432,000円	
" 委員	"	396,000円	
選挙管理委員会 委員長	"	276,000円	
" 職務代理人	"	252,000円	
" 委員	"	240,000円	
監査委員 識見を有する者(代表監査委員)	"	696,000円	
" 識見を有する者	"	456,000円	
" 議会選出者	"	288,000円	
教育委員会 委員長	"	456,000円	
" 職務代理人	"	420,000円	
" 委員	"	396,000円	
固定資産評価審査委員会委員 委員長	日額	6,500円	
" 委員	"	6,500円	

秋田県の市の特別職報酬等一覧

人口30,000～40,000人規模の市を対象としています。

平成16年4月1日現在

市町名	人口(参考) H12国調	常勤特別職及び教育長				議会議員			農業委員会		
		市長 (月額)	助役 (月額)	収入役 (月額)	教育長 (月額)	議長 (月額)	副議長 (月額)	議員 (月額)	会長 (年額)	職務代理 (年額)	委員 (年額)
本荘市	45,724	955,000	754,000	681,000	670,000	427,000	377,000	359,000	480,000	360,000	324,000
横手市	40,521	864,000	672,000	612,000	572,000	424,000	388,000	362,000	576,000	450,000	432,000
大曲市	39,615	969,000	763,000	704,000	704,000	440,000	402,000	374,000	582,000	488,400	468,000
鹿角市	39,144	912,000	709,000	643,000	626,000	426,000	385,000	363,000	522,000	394,800	356,400
男鹿市	30,469	902,000	714,000	643,000	598,000	424,000	379,000	363,000	492,000	384,000	360,000
5市平均	39,095	920,400	722,400	656,600	634,000	428,200	386,200	364,200	530,400	415,440	388,080
北秋田市	42,050	892,000	657,000	611,000	581,000	298,000	273,000		468,000	432,000	396,000
鷹巣町	21,818	892,000	657,000	611,000	581,000	298,000	273,000	259,000	468,000	432,000	396,000
合川町	7,983	766,000	596,000	553,000	558,000	262,000	236,000	225,000	288,000	258,000	231,000
森吉町	7,806	769,000	584,000	534,000	495,000	258,000	229,000	218,000	276,000	240,000	228,000
阿仁町	4,443	750,000	575,000		495,000	247,200	223,000	213,300	249,800	218,300	208,100
4町平均	10,513	794,250	603,000	424,500	532,250	266,300	240,250	228,825	320,450	287,075	265,775

秋田県の市の特別職報酬等一覧

人口30,000～40,000人規模の市を対象としています。

平成16年4月1日現在

市町名	人口(参考) H12国調	選挙管理委員会			監査委員			教育委員会			固定資産評価審査委員会	
		委員長 (年額)	職務代理者 (年額)	委員 (年額)	常勤 (年額)	識見 (年額)	議会選出 (年額)	委員長 (年額)	職務代理者 (年額)	委員 (年額)	委員長 (日額)	委員 (日額)
本荘市	45,724	420,000	312,000	312,000		1,140,000	540,000	600,000	480,000	480,000	6,000	6,000
横手市	40,521	378,000	264,000	264,000		1,560,000	528,000	696,000	552,000	552,000	6,000	6,000
大曲市	39,615	364,800	291,600	291,600	7,620,000		468,000	757,200	612,000	612,000	6,100	6,100
鹿角市	39,144	318,000	267,600	267,600		900,000	534,000	585,600	508,800	508,800	5,000	5,000
男鹿市	30,469	372,000	276,000	276,000	6,984,000		438,000	642,000	534,000	534,000	6,000	6,000
5市平均	39,095	370,560	282,240	282,240	7,302,000	1,200,000	501,600	656,160	537,360	537,360	5,820	5,820
北秋田市	42,050	276,000	252,000	240,000	0	456,000	288,000	456,000	420,000	396,000	6,500	6,500
鷹巣町	21,818	276,000	252,000	240,000		456,000	288,000	456,000	420,000	396,000	6,500	6,500
合川町	7,983	170,000		150,000		210,000	110,000	190,000		152,000	7,000	7,000
森吉町	7,806	170,000		150,000		200,000	150,000	200,000	150,000	150,000	6,000	6,000
阿仁町	4,443	156,200	135,300	125,100		187,200	145,500	190,100	164,900	158,600	6,000	6,000
4町平均	10,513	193,050	96,825	166,275	0	263,300	173,375	259,025	244,967	214,150	6,375	6,375

報告第 28 号

使用料、手数料の取扱いの具体的調整について

使用料、手数料の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 1 月 24 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	使用料・手数料の取扱い	関係項目	使用料
調 整 の 内 容	1．施設等の使用料については、施設の内容、建設年度が異なることから、原則として現行のとおりとする。 ただし、同一又は類似する施設等の使用料については可能な限り統一に向け調整するものとする。 2．各種手数料については、住民負担に配慮し、負担公平の原則から合併時に統一するものとする。		

区 分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
施設の使用料金は普通使用・営利目的等の区分や半日・全日・夜間等時間設定区分と施設によって多様であり、基本的な料金のみ抜粋し、超過料金や暖房料金等は記載していない。						
行政財産使用料	土 地	1㎡当り公有財産台帳価格×3.6 / 100 (1年)	1㎡当り公有財産台帳価格に次に定める率を乗じて得た額 営利を目的とした場合5.6 / 100 その他 3.6 / 100	近傍類地1㎡当り公有財産台帳価格に次に定める率を乗じて得た額 営利を目的とした場合5.6 / 100 その他 3.6 / 100	近傍類地1㎡当りの固定資産課税台帳登録価格×3.6 / 100 (1年)	使用部分に係る土地の1㎡当りの公有財産台帳価格に4/100を乗じて得た額(1年)
	建 物	建物1㎡当りの公有財産台帳価格×6.3 / 100に、建物敷地1㎡当りの公有財産台帳価格×1.470 / 100を加算した額(1年)	建物1㎡当りの公有財産台帳価格×6.0 / 100に、建物敷地1㎡当りの公有財産台帳価格×1.4 / 100を加算した額(1年)	建物1㎡当りの公有財産台帳価格×6.0 / 100に、建物敷地1㎡当りの公有財産台帳価格×1.4 / 100を加算した額(1年)	1㎡当りの再建築価格から経過年数より償却額を差し引いた価格×7.0 / 100 (1年)	使用部分に係る建物の1㎡当りの公有財産台帳価格に8/100を乗じて得た額(1年)

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

区 分		鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況								調整の具体的内容		
		鷹巣町		合川町		森吉町		阿仁町				
		単位	金額	単位	金額	単位	金額	単位	金額			
都市 計画										鷹巣町の例により統一する。		
		優良宅地造成認定手数料	1件	86,000円					1件	35,000円	1件	86,000円
		優良住宅新築認定手数料										
		新築住宅の床面積										
		100㎡以下	1件	6,200円					1件	3,000円	1件	6,200円
		100㎡を超え500㎡以下	1件	8,600円					1件	4,000円	1件	8,600円
		500㎡を超え2,000㎡以下	1件	13,000円					1件	6,000円	1件	13,000円
	2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	35,000円					1件	18,000円	1件	35,000円	
	10,000㎡を超える場合	1件	43,000円					1件	22,000円	1件	43,000円	
税		住宅用家屋証明	1件	1,300円	1件	100円	1件	100円	1件	100円	1件	1,300円

報告第 29 号

国民健康保険事業の取扱いの具体的調整について

国民健康保険事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 17 年 1 月 24 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	国民健康保険運営協議会
調 整 の 内 容	3. 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合を図る。 4. 成人病予防健診助成事業については、合併時に統一する。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町	
国民健康保険運営協議会					合併時に統合を図る。
【構成】					委員定数は12名以内とする。
委員定数	12名	12名	6名	9名	内訳
内訳	{	{	{	{	被保険者代表 4名以内
被保険者代表	4名	4名	2名	3名	保険医薬剤師代表 4名以内
保険医薬剤師代表	4名	4名	2名	3名	公益代表 4名以内
公益代表	4名	4名	2名	3名	(第7回協議会で確認済み)
【任期】	2年	2年	2年	2年	任期については、法令どおり2年とする。 (第7回協議会で確認済み)
【報酬】					報酬については、6,500円/日とする。
会 長				43,000円/年	
委 員	32,000円/年	2,300円/日	6,000円/日	33,000円/年	

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	成人病予防健診助成事業
---------	--------------	------	-------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
成人病予防健診料 助成事業	人間ドック 一律7,000円	人間ドック 助成なし (肝炎ウイルス検診へ転換)	人間ドック ・米内沢公病院利用 1泊2日 男性 38,000円 女性 41,000円 1日外来 男性 19,000円 女性 22,000円 簡易脳ドック 男性 13,000円 女性 13,000円 ・他の医療機関 上記の1/2	人間ドック 1泊2日 男性 43,400円 女性 44,800円	各種健診及び国保助成額は、 合併時に次のとおり統一する。 人間ドック 基本健診分(2,400円) + 定額分(7,000円) + 受診した各ガン検診分 (集団検診単価参照)

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	国民健康保険事業の取扱い	関係項目	成人病予防健診助成事業
---------	--------------	------	-------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
成人病予防健診料 助成事業 (つづき)	各種健診及び国保助成額は、合併時に次のとおり統一する。				
	(集団検診) 基本健診 1,300円 子宮ガン検診 600円 卵巣ガン検診 300円 乳ガン検診 300円 胃ガン検診 900円 前立腺ガン検診 500円 大腸ガン検診 500円 肝炎ウイルス検診 700円	(集団検診) 基本健診 1,300円 婦人科検診 1,500円 乳ガン検診 1,000円 胃ガン検診 1,300円 前立腺ガン検診 1,000円 大腸ガン検診 500円 肝炎ウイルス検診 700円	(集団検診) 基本健診 1,300円 子宮ガン検診 2,300円 乳ガン検診 1,000円 胃ガン検診 1,300円 大腸ガン検診 800円 肝炎ウイルス検診 700円 胸部検診 400円 喀痰検査 1,000円	(集団検診) 基本健診 1,300円 子宮ガン検診 1,000円 卵巣ガン検診 500円 乳ガン検診 800円 胃ガン検診 1,000円 (米内沢公病利用) 子宮がん検診 2,100円 卵巣がん検診 2,100円	(集団検診) 基本健診 1,300円 子宮・卵巣ガン検診 1,500円 乳ガン検診 1,300円 胃ガン検診 1,200円 前立腺ガン検診 500円 大腸ガン検診 500円 肝炎ウイルス検診 700円 肺ガン検診 200円 骨粗鬆症検診 600円 (医療機関利用) 基本健診 3,000円 肝炎ウイルス検診 1,200円 子宮・卵巣ガン検診 1,500円 乳ガン検診 1,300円 歯周疾患検診 1,300円

報告第30号

その他福祉事業の取扱いの具体的調整について

その他福祉事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成17年1月24日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸部 陞

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	その他福祉事業について(2)	関係項目	乳幼児等福祉医療事業
調 整 の 内 容	1. 乳幼児福祉医療事業(町単独事業分)については、合併時まで調整を図る。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
乳幼児等福祉医療事業 (町単独事業分)					子育て支援の観点から次のとおり実施する。
・乳幼児福祉医療事業	該当なし	名 称 合川町乳幼児福祉医療事業 助成対象者 県の所得基準額を超えた乳幼児から就学前児童まで 助成内容 通院及び入院費 実績 件 数 540件 助成額 1,518,931円	名 称 森吉町乳幼児福祉医療事業 助成対象者 県の所得基準額を超えた乳幼児から就学前児童まで 助成内容 通院及び入院費 実績 件 数 961件 助成額 2,171,000円	該当なし	合川町及び森吉町の例により、平成17年4月1日より、統一して実施する。(合川町及び森吉町については、引き続いて実施することとなる。)
・児童福祉医療事業	該当なし	該当なし	該当なし	名 称 阿仁町子育て医療費助成事業 助成対象者 小学校入学時から中学校卒業時まで(所得制限なし) 助成内容 入院費 実績 件 数 3件 助成額 94,220円	阿仁町の例により、平成17年4月1日より、統一して実施する。(阿仁町については、引き続いて実施することとなる。)

【乳幼児福祉医療に係る県の所得基準額表】

扶養親族等の数 (人)	父又は母の所得基準額 (円)
0	2,342,000
1	2,722,000
2	3,102,000
3	3,482,000
4	3,862,000
5	4,242,000

備 考

- 1 扶養親族等の数が5人を超える場合の父又は母の所得基準額については、扶養親族等1人増す毎に380,000円を扶養親族等の数5人の所得基準額にそれぞれ加算した額とする。
- 2 父又は母の所得額のうち、所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、同法に規定する特定扶養親族があるときは当該特定扶養親族1人につき150,000円をその額に加算した額とする。

報告第 3 1 号

保険衛生事業の取扱いの具体的調整について

保健衛生事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 4 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	保健衛生事業について	関係項目	老人保健事業
調 整 の 内 容	1. 老人保健事業等については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。 2. 母子保健事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。 3. 予防接種事業については、現行の内容を基準に住民の健康増進を図るよう調整を行い、合併時まで一元化し実施する。 7. 阿仁町立病院及び合川町国民健康保険診療所の使用料及び手数料については、合併時に統一を図る。		

説 明 資 料

区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町	
老人保健事業 (事業一覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査(集団方式) ・基本健康診査(医療機関方式) ・肝炎ウイルス検診(集団方式) ・肝炎ウイルス検診(医療機関方式) ・胃がん検診(集団方式) ・大腸がん検診(集団方式) ・胸部臓総合検診(集団方式) ・子宮頸がん・卵巣がん検診(集団方式) ・乳がん検診(集団方式) ・前立腺がん検診(集団方式) ・歯周疾患検診(集団方式) ・骨粗鬆症検診(集団方式) ・ドック検診(JAドック) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査(集団方式) ・肝炎ウイルス検診(集団方式) ・胃がん検診(集団方式) ・大腸がん検診(集団方式) ・胸部臓総合検診(集団方式) ・子宮頸がん・卵巣がん検診(集団方式) ・乳がん検診(医療機関方式) ・前立腺がん検診(集団方式) ・骨粗鬆症検診(集団方式) ・ドック検診(巡回ドック) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査(集団方式) ・肝炎ウイルス検診(集団方式) ・胃がん検診(集団方式) ・大腸がん検診(集団方式) ・胸部臓総合検診(集団方式) ・子宮頸がん・卵巣がん検診(医療機関方式) ・乳がん検診(医療機関方式) ・歯周疾患検診(集団方式) ・骨粗鬆症検診(集団方式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査(集団方式) ・肝炎ウイルス検診(集団方式) ・胃がん検診(集団方式) ・大腸がん検診(集団方式) ・胸部臓総合検診(集団方式) ・子宮頸がん・卵巣がん検診(集団方式) ・乳がん検診(集団方式) ・前立腺がん検診(集団方式) ・骨粗鬆症検診(集団方式) ・ドック検診(巡回ドック) ・ドック検診(日帰りドック) ・ドック検診(簡易ドック) 	合併時に次のとおり実施する。 (詳細は別紙1) <ul style="list-style-type: none"> ・基本健康診査(集団方式) ・基本健康診査(医療機関方式) ・肝炎ウイルス検診(集団方式) ・肝炎ウイルス検診(医療機関方式) ・胃がん検診(集団方式) ・大腸がん検診(集団方式) ・胸部臓総合検診(集団方式) ・子宮頸・卵巣がん検診(集団・医療機関方式) ・乳がん検診(集団・医療機関方式) ・前立腺がん検診(集団方式) ・歯周疾患検診(医療機関方式) ・骨粗鬆症検診(集団方式) ・市民ドック(新設:仮称) その他のドックは廃止する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	保健衛生事業について	関係項目	老人保健事業・ 母子保健事業
---------	------------	------	-------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調 整 の 具 体 的 内 容
	鷹 巣 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町	
老人保健事業(つづき) (事業一覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・A型機能訓練 ・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・A型機能訓練 ・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・A型機能訓練 ・訪問指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・A型機能訓練 ・訪問指導 	合併時に次のとおり実施する。 (詳細は別紙1) <ul style="list-style-type: none"> ・健康手帳交付 ・個別健康教育 ・集団健康教育 ・健康相談 ・廃止する(自主グループの活動育成を図る) ・訪問指導
母子保健事業 (事業一覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査 ・1歳6ヶ月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・5歳児健康診査 ・フッ素イオン導入 ・妊婦健康診査 ・母子健康手帳交付 ・訪問指導 ・健康相談 ・妊婦健康教育 ・母子健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査 ・1歳6ヶ月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・妊婦健康診査 ・母子健康手帳交付 ・訪問指導 ・健康相談 ・妊婦健康教育 ・母子健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査 ・1歳6ヶ月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・フッ素洗口 ・妊婦健康診査 ・母子健康手帳交付 ・訪問指導 ・健康相談 ・母子健康教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児健康診査 ・1歳6ヶ月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・4歳児健康診査 ・フッ素洗口 ・妊婦健康診査 ・母子健康手帳交付 ・訪問指導 ・健康相談 ・妊婦健康教育 ・母子健康教育 	合併時に次のとおり実施する。 (詳細は別紙2) <ul style="list-style-type: none"> ・乳児前期健康診査、中・後期育児相談 ・1歳6ヶ月児健康診査 ・2歳児歯科健康診査 ・3歳児健康診査 ・廃止する ・5歳児健康相談(医師診察は廃止) ・現行のとおり市新市に引き継ぎ、合併後に調整を図る。 ・妊婦健康診査 ・母子健康手帳交付 ・訪問指導 ・健康相談 ・妊婦健康教育 ・母子健康教育

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	保健衛生事業について	関係項目	予防接種事業
---------	------------	------	--------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
予防接種事業 (事業一覧)	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ ・3種混合第 期 ・2種混合第 期 ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 期 ・日本脳炎 期 ・日本脳炎 期 ・ツ反・BCG ・インフルエンザ ・肺炎球菌 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ ・3種混合第 期 ・2種混合第 期 ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 期 ・日本脳炎 期 ・ツ反・BCG ・インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ ・3種混合第 期 ・2種混合第 期 ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 期 ・日本脳炎 期 ・ツ反・BCG ・インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリオ ・3種混合第 期 ・2種混合第 期 ・麻しん ・風しん ・日本脳炎 期 ・日本脳炎 期 ・日本脳炎 期 ・ツ反・BCG ・インフルエンザ ・肺炎球菌 	合併時に次のとおり実施する。 (詳細は別紙3)

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	保健衛生事業について	関係項目	病院・診療所事業 (使用料)
---------	------------	------	-------------------

(単位：円)

区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
施設名称	該当なし	合川町国民健康保険診療所	森吉町国民健康保険診療所 (平成16年度で廃止)	阿仁町立病院	使用料は、合併時に次のとおり統一を図る。
保 険 診 療		点数 × 10		点数 × 10	点数 × 10
自 由 診 療		点数 × 10		点数 × 20	点数 × 20
歯科の自由診療				点数 × 20	点数 × 20
個 室				530	520
死体検案料				4,200	4,200
死体処置料		1,050		伝染病 1,050 その他の場合 530	伝染病 1,050 その他の場合 520
薬剤容器料		実費		実費	実費
患者搬送車使用料		2km未満 525 2km以上 1,050		2km以内税込 300 2km以上1km毎 70	1km毎(税込) 100
寝具使用料(患者外)		1日 120		1日 530	520

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	保健衛生事業について	関係項目	病院・診療所事業 (手数料)		
(単位：円)					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
	該当なし	合川町国民健康保険診療所	森吉町国民健康保険診療所 (平成16年度で廃止)	阿仁町立病院	手数料は、合併時に次のとおり統一を図る。
1 証明書					
(1)医療費に関するもの		1,050		1,050	1,050
(2)(1)以外のもの		1,050		1,050	1,050
上記1通増すごとに		1,050		1,050	1,050
(3)身体検査書		1,050		1,580	1,050
(4)公傷休業補償証明書		1,050		1,050	1,050
2 死亡診断書					
(1)市町村死亡届用		1,050		2,100	1,050
上記1通増すごとに		1,050		1,050	1,050
(2)死体検案書		2,100		4,200	4,200
(3) (1).(2)を同時に2通以上発行		3,150		6,300	5,250
(4)生命保険請求用診断書(指定様式)		3,675		3,150	3,150
(5)生命保険請求用診断書(病院様式)		3,675		3,150	3,150
3 その他の診断書					
(1)後遺障害診断書(保険会社用)				3,150	3,150
(2)障害者診断書(初回用)				3,150	3,150
(3)恩給及び年金診断書		2,100		4,200	3,150
(4)自賠責保険診断書				3,150	3,150
(5)自賠責後遺症診断書				3,150	3,150
(6)生命保険診断書		3,675		3,150	3,150
(7)簡易保険診断書				3,150	3,150
(8)身体障害者診断書				3,150	3,150

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	保健衛生事業について	関係項目	病院・診療所事業 (手数料)
---------	------------	------	-------------------

(単位：円)

区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
(9)銃砲所持及び各種免許用診断書				1,580	1,050
(10)児童扶養手当廃疾認定診断書					
(11)施設入所診断書				1,580	1,050
(12)裁判所用診断書					
4 普通診断書					
(1)簡単なもの		1,050		1,050	1,050
上記1通増すごとに				1,050	1,050
(2)事業者指定					
上記1通増すごとに					
(3)複雑なもの					
上記1通増すごとに					
5 その他の文書料					
(1)自賠償保険明細書(入院)				2,100	2,100
(2)自賠償保険明細書(外来)				2,100	2,100
(3)公務災害補償医療費明細書				2,100	2,100
(4)埋葬費申告書		上記に定めのない健康診断等をしたときは、その実費を別に、診断契約をしたものについては、契約に基づき算定した額とする。			
(5)付加給付明細書					
(6)心身障害者医療助成領収書					
(7)その他簡単なもの					
(8)その他					
(9)学校・幼稚園・保育所伝染病証明書					
(10)学校検診後治療証明書					

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

		説明資料				(別紙1:老人保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
基本健康診査 (集団方式)	対象者	年度内40歳以上の者	原則年度内40歳以上の者 希望者は20歳以上可	年度内40歳以上の者	18歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> 国の実施要領どおり40歳以上とする。 40歳未満は対象外とする。
	実施場所	集落会館等(21会場)	同左(17会場)	同左(4月14会場、9月保健C)	同左(14会場)	<ul style="list-style-type: none"> 当面は現行を基準とし、合併後に集落のくくり方等について総合的に調整する。
	実施時期	7~9月午前 30日間(保健C10日間)	5~6月午前 17日間	4月午前、9月夜間 4月14日間、9月2日間	5~6月午前、午後 7日間	<ul style="list-style-type: none"> 実施月は当面現行を基準に調整し、森吉9月は廃止。 日程の重複をできるだけ避けて委託先と調整する。
	検査内容	選択項目のうち貧血検査は全員、心電図、眼底、ヘモグロビンA1cは選択的に実施	選択項目も全員に実施	選択項目は、ヘモグロビンA1cを除いて全員に実施	選択項目のうち貧血検査は全員、心電図、眼底、ヘモグロビンA1cは選択的に実施 追加検診：尿酸、尿素窒素、血清鉄	<ul style="list-style-type: none"> 国の実施要領どおりとし、選択項目は医師の判断に基づき選択的に実施する。 阿仁の追加項目は廃止。
	個人負担	1,300円	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 国の費用徴収基準どおり(1,300円)
	免除	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、身障手帳持参者	70歳以上、生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 老人医療を受けることができる者(70歳以上+65歳以上の一定の障害者) 生活保護 住民税非課税世帯 は事前申請に基づく証明書発行方式とする。
	委託先	秋田厚生会	秋田厚生会	秋田県総合保健事業団	秋田県総合保健事業団	<ul style="list-style-type: none"> 当面は現行地区割により現行2機関に委託する。 新病院建設計画に絡めて今後の検討を行う。
	委託単価	全項目 8,116円 (実施項目積上)	同左	同左	同左 追加項目：400円	<ul style="list-style-type: none"> 秋田県集団検診業務連絡会議設定単価とする。
同時実施	肝炎、胸部、大腸、前立腺	肝炎、大腸、前立腺	肝炎、胸部、大腸	肝炎、胸部、大腸、前立腺、骨粗鬆症	<ul style="list-style-type: none"> 受診者の利便性を第一に、できるだけ多項目同時実施を理想とし委託先と協議、調整する。 	
その他			送迎あり	送迎あり	<ul style="list-style-type: none"> 送迎は当面現行どおりとし、合併後に調整する。 集団検診をはじめとする保健事業を円滑に行うため自治会単位に保健協力員(仮称)を置く。 	
基本健康診査 (医療機関個別方式)	対象者	年度内40歳以上の者				<ul style="list-style-type: none"> 集団方式と同様とする。 40歳未満は全額自己負担受診とする。
	実施時期	7月~10月の4ヶ月間				<ul style="list-style-type: none"> 現行を基準に医師会と調整する。
	検査内容	選択項目(心電図、眼底、貧血検査、ヘモグロビンA1c、尿酸)は医師の判断に基づき選択的に実施、医師の事後指導				<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。
	個人負担	3,000円(H16年度)				<ul style="list-style-type: none"> 国の費用徴収基準どおり(3,000円)
	免除	70歳以上、生活保護				<ul style="list-style-type: none"> 集団方式と同様とする。
	委託先	都市医師会 (町内14医療機関)				<ul style="list-style-type: none"> 新市行政区域内の協力医療機関とする。
	委託単価	全項目 9,707円 (実施項目積上)				<ul style="list-style-type: none"> 診療報酬を基礎に項目別に単価契約し、実施項目積上げによる出来高払いとする。
同時実施	肝炎				<ul style="list-style-type: none"> 現行どおり。 	

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

		説明資料				(別紙1:老人保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
肝炎ウイルス検診 (集団方式)	対象者	節目年齢及びハイリスクの者 (国の実施要領どおり)	同左	節目年齢及び前年度肝機能 要指導のもの	節目年齢の者	・国の実施要領どおりとする。
	実施場所	基本健診と同一	同左	同左	同左	・集団方式基本健診と同一とする。
	実施時期	基本健診と同一	基本健診と同一	基本健診と同一	基本健診と同一、10月に 1日追加検診	・集団方式基本健診と同一とする。 ・阿仁10月は廃止(二次は医療機関方式とする)。
	個人負担	基本型(C+B) 600円	700円	700円	700円	・国の費用徴収基準どおり(700円)
	免除	70歳以上、生活保護、住 民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、住 民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、身 障手帳持参者	70歳以上、生活保護	・基本健診と同一とする。
	委託先 委託単価	秋田厚生会 基本型(C+B) 2,092円	秋田厚生会 2,310円	秋田県総合保健事業団 2,310円	秋田県総合保健事業団 2,310円	・当面は現行どおりとする。 ・秋田県集団検診業務連絡会議設定単価とする。
肝炎ウイルス検診 (医療機関個別方式)	対象者	節目等検診対象者及び二次検診対 象者(国の実施要領どおり)				・国の実施要領どおりとする。 ・二次(要指導者等)検診はGPT36~45の者に個別勧奨。
	実施時期	節目等 7~10月4ヶ月間 二次 7~1月の7ヶ月間				・節目等は現行どおり医個別方式基本健診と同一。 ・二次は集団方式基本健診日程により5~12月とする。
	個人負担	節目等基本型 1,100円 二次基本型 1,800円				・国の費用徴収基準どおり。 (節目等1,200円、二次1,800円)
	免除	70歳以上、生活保護				・基本健診と同一とする。
	委託先	都市医師会(町内14医療機関)				・医療機関個別方式基本健診と同一とする。
	委託単価	節目等基本型 3,612円 二次基本型 5,712円				・国の積算基準及び診療報酬による。
胃がん検診 (集団方式)	対象者	年度内40歳以上の者	年度内30歳以上の者 希望者は20歳以上可	年度内40歳以上の者	年度内40歳以上の者 希望者は40歳未満可	・国の指針どおり40歳以上とする。
	実施場所	集落会館26日34会場、保健C11日	基本健診と同一17会場	集落会館等10会場	集落会館等7会場	・当面は現行を基準とし、合併後に集落のくくり方 等について総合的に調整する。
	実施時期	7月上旬~9月上旬 37日間5:30~6:30	5~6月 17日間、基本健診と同日5:30~7:30	6月 10日間 5:30~8:00	5~6月 6日間 5:30~8:00	・重複を避けて調整し、受付は原則5:30~7:00とする
	個人負担	900円	1,500円	1,300円	1,000円	・委託単価の30%(百円未満4捨5入)とする。
	免除	70歳以上、生活保護、住民税 非課税世帯	70歳以上、生活保護、住民税 非課税世帯	70歳以上、生活保護、身障 手帳持参者	70歳以上、生活保護	・基本健診と同一とする。
	委託先 委託単価	秋田厚生会 4,095円	同左	同左	同左	・当面は現行どおりとする。 ・秋田県集団検診業務連絡会議設定単価とする。
大腸がん検診 (集団方式)	対象者	年度内40歳以上の者	年度内40歳以上の者	年度内40歳以上の者	年度内40歳以上の者	・国の指針どおり40歳以上とする。
	実施場所	基本健診と同一	同左	同左	同左	・集団方式基本健診と同一とする。
	実施時期	基本健診と同一	基本健診と同一	基本健診と同一	基本健診と同一、10月に1日追加検診	・集団方式基本健診と同一とする。
	個人負担	500円	500円	800円	500円	・委託単価の30%(百円未満4捨5入)とする。
	免除	70歳以上、生活保護、住民税 非課税世帯	70歳以上、生活保護、住民税 非課税世帯	70歳以上、生活保護、身障 手帳持参者	全員徴収	・基本健診と同一とする。
	委託先 委託単価	秋田厚生会 1,680円	同左	同左	同左	・当面は現行どおりとする。 ・秋田県集団検診業務連絡会議設定単価とする。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

		説明資料				(別紙1:老人保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
胸部総合検診 (集団方式)	対象者	年度内19歳以上の者	同左	同左(18歳以上と表記)	同左(18歳以上と表記)	・改正結核予防法では年度内65歳以上となるが、肺がん検診の国の指針との関連から年度内40歳以上を対象者とする。
	実施場所	基本健診会場の他に胸部単独37ヶ所(ほぼ全集落巡回)	集落会館等	基本健診と同一 15会場	基本健診と同一 14会場	・送迎実施地区を除きほぼ全集落巡回の方向で委託先と調整する。
	実施時期	基本健診と同時の他に、期間中の午後8日、夜間2日胸部単独実施	一次 7月に4日間 二次 9月に1日間	4月 14日間 9月夜間 2日間	基本健診と同一 7日間 10月に1日追加検診	・現行を基準に委託先と調整する。 ・主要会場で夜間検診実施の方向で調整する。 ・追加健診は実施しない。
	個人負担	肺がん 200円 喀痰 700円 結核検診のみは無料	無料	肺がん 400円 喀痰 1,000円 結核検診のみは無料	無料	・結核検診は全額公費で実施する。 ・肺がん、喀痰は、委託単価の30%(百円未満4捨5入)とする。
	免除	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	-	70歳以上、生活保護、身障手帳持参者	-	・基本健診と同一とする。
	委託先	秋田厚生会	秋田県総合保健事業団	秋田県総合保健事業団	秋田県総合保健事業団	・当面は現行を基準に調整する。
	委託単価	結核：735円 肺がん：630円 喀痰：2,100円	同左	同左	同左	・秋田県集団検診業務連絡会議設定単価とする。
その他	異常なしの者に結果通知なし		寝たきり者に喀痰検査を実施	寝たきり者に喀痰検査を実施	・異常なしの者を含め全員に結果を通知する。 ・寝たきり者の喀痰検査を実施する。	
子宮頸がん 卵巣がん検診 (集団方式) (医療機関個別方式)	対象者	年度内20歳以上の偶数年齢の女性	30歳以上の女性	年度内25歳以上の女性 (経産婦は年齢不問)	25歳以上	・国の指針どおり20歳以上、2年に1回受診とし、偶数年齢を原則的な対象者とする。
	実施場所	集落会館等	集落会館等	公立米内沢総合病院 (医療機関一括方式)	集落会館等(春) 公立米内沢総合病院(秋)	・集団方式は集落巡回とし、全地区巡回する。 ・医療機関個別方式を医師会と協議のうえ新設する。
	実施時期	7月上旬～中旬、 午後5日、夜間3日	5月に4日間、8ヶ所 7月に1日夕方実施	9月 4日間	春4日、秋1日	・できるだけ各地区の基本健診期間中に調整する。 ・夜間検診を各地区主要会場に設定する。 ・医療機関方式は医師会と協議のうえ調整する。
	個人負担	子宮600円 卵巣300円 計900円	2,000円	2,300円	子宮1,000円 卵巣(事業団) 500円 (米病) 1,100円	・委託単価の30%(百円未満4捨5入)とする。
	免除	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、身障手帳持参者	70歳以上、生活保護、身障手帳持参者	・基本健診と同一とする。
	委託先	秋田厚生会	秋田県総合保健事業団	公立米内沢総合病院	秋田県総合保健事業団 公立米内沢総合病院	・集団方式は、当回事業団と厚生会の併用とする。 ・医療機関方式は新市行政区域内協力医療機関とする
	委託単価	子宮 4,095円 卵巣 1,050円	子宮 4,095円 卵巣 1,050円	セット 4,620円	(事業団) 4,095 + 1,050円 (米病) セット 4,620円	・集団方式は、秋田県集団検診業務連絡会議設定単価とする。 ・医療機関個別方式は、医師会と調整する。
同日実施	-			骨粗鬆症、会場により基本等と同時	・集団方式は骨粗鬆症と同時実施の方向で調整する。	

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

		説明資料				(別紙1:老人保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
乳がん検診 (集団方式) (医療機関個別方式)	対象者	年度内40歳以上の偶数年齢の女性(予定)	年度内40歳以上の女性	年度内25歳以上の女性(全員対象)	30歳以上 マンモ50~69歳	<ul style="list-style-type: none"> ・国の指針どおり40歳以上、2年に1回受診とし、偶数年齢を原則的な対象者とする。 ・集団方式は集落巡回とし、全地区巡回する。 ・医療機関個別方式を医師会と協議のうえ新設する。 ・できるだけ各地区の基本健診期間中に調整する。 ・夜間検診を各地区主要会場に設定する。 ・医療機関方式は医師会と協議のうえ調整する。 ・1方向委託単価の30%(百円未満4捨5入)とする。 ・基本健診と同一とする。 ・集団方式は、当面事業団と厚生会の併用とする。 ・医療機関方式は新市行政区域内協力医療機関とする ・集団方式は、秋田県集団検診業務連絡会議設定単価とする。 ・医療機関個別方式は、医師会と調整する。 ・国の指針どおり視触診+マンモとする。 ・マンモ撮影は40歳代2方向、50歳以上1方向とする。
	実施場所	保健センター	国保合川診療所 (医療機関一括方式)	公立米内沢総合病院 (医療機関一括方式)	集落会館等	
	実施時期	12月午前、午後11日間、夜2日間	6月~9月	9月 4日間	6月上旬 4日間	
	個人負担	1,000円(予定)	2,000円	1,000円	1,000円	
	免除	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、身障手帳持参者	70歳以上、生活保護	
	委託先	秋田厚生会	国保合川診療所	公立米内沢総合病院	秋田県総合保健事業団	
	委託単価	視触診:1,995円 マンモ:2,415円	4,000円	2,940円	視触診:1,995円 マンモ:2,415円	
検査方法	乳房:視触診+マンモ 甲状腺:視触診	乳房:視触診+マンモ+超音波 甲状腺:視触診+超音波	乳房:視触診+マンモ 甲状腺:視触診+超音波	乳房:視触診+マンモ 甲状腺:視触診		
前立腺がん検診 (集団方式)	対象者	年度内50歳以上の男性	年度内40歳以上の男性		年度内50歳以上の男性	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内50歳以上の男性とする。 ・基本健診と同一とする。 ・基本健診と同時実施とする。 ・委託単価の30%(百円未満4捨5入)。 ・基本健診と同一とする。 ・基本健診と同一とする。 ・厚生会単価に統一の方向で調整する。
	実施場所	基本健診と同一	同左		同左	
	実施時期	基本健診と同一	同左		同左	
	個人負担	500円	1,000円		1,200円	
	免除	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯		なし(全員から徴収)	
	委託先	秋田厚生会	秋田厚生会		秋田県総合保健事業団	
委託単価	1,575円	1,575円		2,100円		
歯周疾患検診 (医療機関個別方式)	対象者	年度内40,45,50,55,60,65歳の者	集団方式はなし(巡回ドックで実施)	一般住民(年齢基準なし)40,50歳に勧奨	集団方式はなし(巡回ドックで実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・鷹巣町の例による。 ・医療機関個別方式に切替えて実施する。 ・歯科医師会と協議のうえ調整する。 ・委託単価の30%(百円未満4捨5入)。 ・基本健診と同一とする。 ・新市行政区域内協力歯科医療機関とする。 ・歯科医師会と調整する。
	実施場所	保健センター		保健センター		
	実施時期	基本健診期間の午後2日間		日曜日1日間		
	個人負担	500円		一般 1,680円 40,50歳 1,300円		
	免除	70歳以上、生活保護、住民税非課税世帯		なし(全員から徴収)		
	委託先	秋田厚生会		秋田県総合保健事業団		
委託単価	1,680円		1,680円			
同時実施	骨粗鬆症検診		骨粗鬆症検診			

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

事業名等	項目	説明資料				(別紙1：老人保健事業)
		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
骨粗鬆症検診 (集団方式)	対象者	年度内40,45,50,55,60,65歳の女性	年度内40歳以上の女性 希望者は20歳以上男女可	一般住民(年齢基準なし)40,50歳女性に勸奨	一般住民	<ul style="list-style-type: none"> ・年度内40～68歳の偶数年齢女性とする。 ・子宮卵巣がんとのセット検診の方向で調整する。 ・委託単価の30%(百円未満4捨5入)。 ・基本健診と同一とする。 ・事業団に統一する方向で調整する。 ・現行のとおりとする。 ・DXA法に統一する方向で調整する。
	実施場所	保健センター	保健センター	保健センター、集落会館	保健・福祉センター	
	実施時期	歯周疾患検診と同一	7月 1日間	6月 2日間	6月 4日間	
	個人負担	600円	1,000円	一般 2,100円 40,50歳女性 1,500円	1,500円	
	免除	生活保護、住民税非課税世帯	なし(全員から徴収)	なし(全員から徴収)	なし(全員から徴収)	
	委託先	秋田厚生会	秋田県総合保健事業団	秋田県総合保健事業団	秋田県総合保健事業団	
	委託単価	2,100円	同左	同左	同左	
	検査方法	超音波法による踵骨測定	DXA法による橈骨測定	DXA法による橈骨測定	DXA法による橈骨測定	
同時実施	歯周疾患検診		歯周疾患検診	子宮、乳等		
ドック検診 (巡回ドック)	対象者		年度内40歳以上の者 希望者は20歳以上可		18歳以上の者	<ul style="list-style-type: none"> ・ドック検診については、市民ドック(仮称)を創設し、その他のドック制度は廃止する。
	実施場所		農村環境改善センター		保健・福祉センター	
	実施時期		8月 1日間		1日間	
	個人負担		10,000円		10,000円	
	免除		なし(全員から徴収)		なし(全員から徴収)	
	委託先		秋田県総合保健事業団		秋田県総合保健事業団	
	委託単価		男35,700円 女39,165円		男43,000円 女37,300円	
検査種目		基本、胃、大腸、胸部、乳(視触診、MFE)、子宮・卵巣、前立腺、歯、骨、肺機能、聴力		基本、胃、大腸、胸部、乳(視触診)、子宮・卵巣、前立腺、歯、骨、腹部超音波		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

事業名等	項目	説明資料				(別紙1:老人保健事業)
		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
ドック検診 (JAドック)	対象者	年度内40歳以上のJA組合員				<ul style="list-style-type: none"> ・年度内40歳以上の者とし、種目ごとの対象年齢等は集団方式に準ずる(下限40歳)。 ・受け入れ人数は委託先と事前調整する。 ・委託医療機関で実施。 ・委託先と調整する ・基本健診2,400円(国の費用徴収基準) ・肝炎、子宮卵巣がん、乳がん医療機関方式準用 ・胃がん、大腸がん、前立腺がん、胸部総合、骨粗鬆症集団方式準用 ・委託額を上回る単価差等は個人負担 ・基本健診と同一とする。 ・北秋中央病院、公立米内沢病院、阿仁町立病院 ・肝炎、子宮卵巣がん、乳がん医療機関方式準用 ・基本健診、胃がん、大腸がん、前立腺がん、胸部総合、骨粗鬆症集団方式準用 ・公費負担は新市が行う種目に限る。 ・全額自己負担で行う種目については医療機関の任意設定とする。
	実施場所	北秋中央病院				
	実施時期	5～12月の8ヶ月間				
	個人負担	基本2,400円、肝炎1,100円 がん検診集団方式準用(個人ごとに積上)、委託内容を上回る単価差等は個人負担				
	免除	70歳以上、生活保護				
	委託先	北秋中央病院				
	委託単価	肝炎は節目医療機関方式準用 その他の検診は集団方式準用(積上)				
検査種目	基本、胃、大腸、胸部、子宮・卵巣、前立腺(腹部エコー、脳ドック等は個人負担)					
ドック検診 (日帰りドック)	対象者				18歳以上の者	
	実施場所				秋田県総合保健センター	
	実施時期				6月 2日間	
	個人負担				総合健診のみ 19,350円 婦人検診含む 22,900円	
	免除				なし(全員から徴収)	
	委託先				秋田県総合保健事業団	
	委託単価				総合健診 39,100円 子・乳・超音波7,200円 子・乳・マンモ5,000円 子・乳・超・マンモ9,300円	
検査種目				基本、胃、大腸、胸部、子宮、乳、マンモ		
ドック検診 (簡易ドック)	対象者				18歳以上の者	
	実施場所				阿仁町立病院	
	実施時期				8～11月	
	個人負担				15,000円	
	免除				なし(全員から徴収)	
	委託先				阿仁町立病院	
	委託単価				かかった費用	
検査種目				基本、胃、大腸、胸部、歯		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料						(別紙1：老人保健事業)	
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容	
健康手帳交付	交付対象	40歳以上の者	40歳以上の者 希望者は20歳以上可	40歳以上の者	40歳以上の者 希望者は40歳未満可	<ul style="list-style-type: none"> ・新市オリジナルの手帳を作成する。 ・70歳以上の者には老人保健医療受給者証とともに合併後直ちに交付する。 ・40歳以上70歳未満の者には集団検診等の機会に随時交付する。 	
	手帳の種類	老人保健法に基づく手帳 (既製品)	同左	同左	同左		
	交付方法	老人医療受給者証交付時に交付 各種検診時等希望者に随時交付	老人医療受給者証交付時に交付 各種検診時等希望者に随時交付	老人医療受給者証交付時に交付 各種検診時等希望者に随時交付	老人医療受給者証交付時に交付 各種検診時等希望者に随時交付 40歳、転入者に配布		
個別健康教育	【高脂血症】						
	対象者	コレステロール値要指導者 (基本健診)	同左(基本健診、ドック)	同左(基本健診)	同左(基本健診、ドック)	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省のマニュアルに沿った4種類の個別健康教育を現行のとおり実施する。 	
	実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター		
	内容	マニュアルに沿って実施	同左	同左	同左		
	【耐糖能異常】						
	対象者	血糖値要指導者 (基本健診)		同左(基本健診)	同左(基本健診、ドック)		
	実施場所	保健センター		保健センター	保健福祉センター		
	内容	マニュアルに沿って実施		同左	同左		
	【高血圧】						
	対象者	血圧値要指導者 (基本健診)			同左(基本健診、ドック)		
	実施場所	保健センター			保健福祉センター		
	内容	マニュアルに沿って実施			同左		
【禁煙】							
対象者	禁煙希望者						
実施場所	保健センター						
内容	マニュアルに沿って実施						
集団健康教育	【検診事後指導等】						
	内容	歯周疾患検診(当日、個別結果説明とブラッシング指導、後日、医師の講演)	巡回ドック(結果説明、生活習慣改善指導)	大腸がん予防教室(要精検者に専門医の講演)	巡回ドック(結果説明、生活習慣改善指導)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生活習慣改善と介護予防等を目的に、国庫負担基準額との調整を図りながら、検診事後指導、病態別健康教室、運動教室、栄養教室、健康まつり等の集団健康教育事業を地区バランスに配慮して実施する。 	
	内容	骨粗しょう症検診(後日、結果票の集団説明と医師の講演、希望者に個別指導)	骨粗しょう症検診(結果票の集団説明、栄養教育、個別指導)	歯周疾患予防教室(個別結果説明、ブラッシング指導)	骨粗しょう症予防教室 病態別教室 健康づくり学習会		
実施場所	保健センター	保健センター	保健センター、集落会館等	保健福祉センター			

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料						(別紙1:老人保健事業)	
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容	
集団健康教育 (つづき)	【健康まつり】						
	内 容	健康・スポーツフェスタ (町民スポーツ課と共催)	毎年9月を健康まつり月間とし、ウォーキングほか運動を中心にした多数のイベント(さわやかスポーツフェスタと共催)	保健協力員等表彰 奥森吉さわやかウォーキング大会 健康まつり(産業祭と共催)	健康まつり (産業文化祭と共催)		
	実施場所	鷹巣体育館ほか	北欧の杜ほか	奥森吉、スポーツセンター	文化センター		
	【生活習慣病予防教室】						
	内 容	若返り健康教室 生き生き健康教室 出前健康教室	健康大学 健康づくり講座 ダンディ倶楽部	病態別健康教育 基本事後指導等	健康づくり教室 事業所健康教育 骨の健康教育 集落健康教育	保健福祉センター、事業所、集落会館	
	実施場所	保健センター、公民館等	保健センター、公民館等	集落会館等			
	【栄養教室】						
	内 容	まごわやさしい調理教室	健康づくりのための栄養教室 ごはん食推進事業 楽しい会食の集い 高齢者のための介護食講座	介護食調理実習 地区栄養教室 壮年男性自立支援栄養教室			
	実施場所	保健センター	保健センター、公民館等	保健センター、集落会館等			
	【運動教室】						
内 容	うきうきウォーキング	ヘルシークラブ 歩こう会	ヘルシー教室	生活習慣病予防教室の1メニューとして実施			
実施場所	保健センター、スポーツ施設ほか	保健センター、体育館、北欧の杜ほか	保健センター				
【8020運動】							
内 容		公募、推薦	公募、表彰、推薦、広報紹介	公募、表彰、推薦			
実施場所				文化センター			
【心の健康づくり】							
内 容		講演会、フォーラムの開催 うつ病に関する学習会 交流サロンの開催 リラクセスセミナー	適正飲酒について	講演会の開催			
実施場所		保健センター、公民館等					
健康相談	内 容	定例健康相談 生き生き健康相談 基本健診時健康相談	歯科相談 骨粗しょう症予防 病態別一般及び総合 相談カウンセリング(うつ傾向者などの予約制相談)	健診事後相談、総合健康相談、 病態別健康相談(要請に応じて 集会等に向く) ホットルーム(心の健康相談)	生活習慣病予防教室、老人 クラブ、いきいきサロン参 加者等を対象に実施 心の健康相談	・市民の生活習慣改善と介護予防等を目的に、国庫負担基準額との調整を図りながら、地区巡回健康相談、定例健康相談、心の健康相談等の健康相談事業を地区バランスに配慮して実施する。	
	実施場所	保健センター、訪問看護ステーションほか	保健センター、地区集会所ほか	保健センター、地区集会所ほか	地区集会所、事業所ほか		
	回数	年 150回程度	年 50回程度	年 140回程度	年 80回程度		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料							(別紙1：老人保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容	
A型機能訓練	内 容	リハビリ学級（歩みの会） 送迎なし	リハビリ学級 送迎あり	リハビリ学級（いなほ会） 送迎あり	リハビリ学級（あすなる会） 送迎あり	<ul style="list-style-type: none"> ・自主的なグループ活動の育成を図り、合併時に廃止する。 	
	実 施 場 所	保健センター主会場	同左	同左	同左		
	回 数	月1回	月1回	月2回	月1回		
訪問指導	対 象 者	健診要指導者、閉じ込もり傾向、介護家族、寝たきり者、痴呆性老人等	未把握高齢者、独居老人、老夫婦、介護家族、寝たきり者、頻回受診者、多受診者、健診結果ハイリスク者、閉じ込もり傾向等	健診要指導者、個別健康教育対象者、閉じ込もり傾向、介護家族、寝たきり者、痴呆性老人等	健診要指導者、寝たきり者、介護家族、閉じ込もり傾向、痴呆性老人等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防等を主眼に、訪問指導専任体制による機動性のある訪問指導事業を実施する。 	
	訪 問 実 績	14年度 119人	14年度 606人	14年度 162人	14年度 179人		
	体 制	保健師	保健師、常勤嘱託看護師	保健師、栄養士	保健師		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

		説明資料				(別紙2：母子保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
乳児健康診査	対象者	4ヶ月児	3～4ヶ月児	4ヶ月児	3～4ヶ月児	乳児健康診査は、乳児前期健康診査、乳児中期及び乳児後期育児相談（医師診察なし）とする。 <乳児前期健康診査> ・対象は3～4か月児。 ・実施会場及び回数は、鷹巣年6回、森吉（合川、森吉、阿仁）年6回とする。 ・医師診察は小児科とする。 <乳児中期育児相談> ・対象は6～7か月児。 （阿仁地区6～8か月児） ・実施会場及び回数は、鷹巣年6回、森吉（合川、森吉）年6回、阿仁年4回（後期合同）とする。 <乳児後期育児相談> ・対象は10～11か月児。 （阿仁地区9～11か月児） ・実施会場及び回数は、鷹巣年6回、合川（合川、森吉）年6回、阿仁年4回（中期合同）とする。
	実施方法	集団方式	集団方式 （8～9ヶ月児合同実施）	集団方式 （7・10・12ヶ月児と合同実施）	集団方式 （3～12ヶ月児合同実施）	
	実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター	
	実施回数	年12回 （7・10ヶ月児と同日午後）	年6回	年12回	年6回	
	対象者		5～6ヶ月児		5～6ヶ月児	
	実施方法		集団方式・育児相談 （医師なし）		集団方式 （3～12ヶ月児合同実施）	
	実施場所		保健センター		保健福祉センター	
	実施回数		年6回		年6回	
対象者	6～7ヶ月児	8～9ヶ月児	7ヶ月児	7～8ヶ月児		
実施方法	集団方式・育児相談 （医師なし）	集団方式 （3～4ヶ月児合同実施）	集団方式 （4・10・12ヶ月児と合同実施）	集団方式 （3～12ヶ月児合同実施）		
実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター		
実施回数	年6回 （4ヶ月児と同日午前）	年6回	年12回	年6回		
対象者	10～11ヶ月児		10ヶ月児	9～10ヶ月児		
実施方法	集団方式・育児相談 （医師なし）		集団方式 （4・7・12ヶ月児と合同実施）	集団方式 （3～12ヶ月児合同実施）		
実施場所	保健センター		保健センター	保健福祉センター		
実施回数	年6回 （4ヶ月児と同日午前）		年12回	年6回		
対象者			12ヶ月児	11～12ヶ月児		
実施方法			集団方式 （4・7・10ヶ月児と合同実施）	集団方式 （3～12ヶ月児合同実施）		
実施場所			保健センター	保健福祉センター		
実施回数			年12回	年6回		
1歳6ヶ月児健康診査	対象者	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳8ヶ月児	1歳6ヶ月～1歳7ヶ月児	1歳5ヶ月～1歳8ヶ月児	・対象は1歳6か月～1歳8か月児。 ・集団方式とし、1歳6か月児単独実施とする。 ・医師診察は小児科及び歯科とする。 ・実施会場及び回数は、鷹巣年4回、森吉（合川、森吉、阿仁）年4回とする。
	実施方法	集団方式	集団方式	集団方式 （2歳児3歳児と合同実施）	集団方式 （2歳児と合同実施）	
	医師の体制	小児科、歯科	小児科、歯科	小児科、歯科	小児科、歯科	
	実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター	
	実施回数	年4回	年4回	年6回	年3回	
その他		保育士 （遊び指導、親子関係観察） 心理相談員 （親子関係観察、個別助言指導）				

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料							(別紙2：母子保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容	
2歳児歯科 健康診査	対象者	2歳1ヶ月～2歳3ヶ月児	2歳3ヶ月～2歳6ヶ月児	2歳0ヶ月～2歳1ヶ月児	2歳5ヶ月～2歳8ヶ月児	・対象は2歳4か月～2歳6か月児。	
	実施方法	集団方式	集団方式	集団方式	集団方式	・集団方式とし、2歳児単独実施する。	
	医師の体制	歯科	歯科	小児科、歯科	歯科、小児科	・医師診察は歯科とする。	
	実施場所 実施回数	保健センター 年4回	保健センター 年3回	保健センター 年6回	保健福祉センター 年3回	・実施会場及び回数は、鷹巣年4回、森吉(合川、森吉、阿仁)年4回とする。	
3歳児 健康診査	対象者	3歳児4ヶ月～3歳6ヶ月児	3歳児3ヶ月～3歳6ヶ月児	3歳～3歳4ヶ月児	3歳児4ヶ月～3歳7ヶ月児	・対象は3歳4か月～3歳6か月児。	
	実施方法	集団方式	集団方式	集団方式	集団方式	・集団方式とし、3歳児単独実施する。	
	医師の体制	小児科、歯科、眼科、耳鼻科	小児科、歯科	小児科、歯科	小児科、歯科	・医師診察は小児科及び歯科とする。	
	視聴覚検査	屈折検査	ティンパノメトリ検査	ティンパノメトリ検査	屈折検査(受診券発行)	・眼科医及び耳鼻科医は診察を廃止し、視聴覚検査の判定を委託する。	
	実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	保健福祉センター	・実施会場及び回数は、鷹巣年4回、森吉(合川、森吉、阿仁)年4回とする。	
	実施回数 その他	年4回	年3回	年3回	年3回	虫歯治療カード発行(公費負担)	
4歳児 健康診査	対象者				4歳4ヶ月～4歳7ヶ月児	・廃止する。	
	実施方法				集団方式		
	医師の体制				(3歳児と合同実施)		
	視聴覚検査				小児科、歯科		
	実施場所				ティンパノメトリ検査		
	実施回数 その他				保健福祉センター 年3回	虫歯治療カード発行(公費負担) 遊び指導員	
5歳児 健康診査	対象者	5歳～5歳3ヶ月児				・医師診察を廃止し、5歳児健康相談とする。	
	実施方法	集団方式				・対象は幼保年中児。	
	医師の体制	小児科				・実施会場及び回数は、鷹巣年4回、森吉(合川、森吉、阿仁)年4回とする。	
	実施場所 実施回数	保健センター 年4回					
フッ素イオン導入 フッ素洗口	対象者	3歳以上～未就学児		年長児	年長児	・当面は現行のとおり新市に引継ぎ、合併後にイオン導入事業と洗口事業との調整を図る。	
	実施場所	保健センター		浦田保育園	阿仁合、大阿仁保育所		
	実施回数	年4回(1歳6ヶ月児と同時実施)		週5回	週5回		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料						(別紙2：母子保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
妊婦健康診査	助成種目	一般健診(前期、HBs含む) 一般健診(後期) 一般健診(後期、NST含む) 一般健診(県補助分、4回) 超音波検査 感染症検査 精密検査 歯科健診	一般健診(前期、HBs含む) 一般健診(後期) 一般健診(後期、NST含む) 一般健診(県補助分、4回) 超音波検査 感染症検査 精密検査 歯科健診	一般健診(前期、HBs含む) 一般健診(後期) 一般健診(後期、NST含む) 一般健診(県補助分、4回) 超音波検査 精密検査 歯科健診	一般健診(前期、HBs含む) 一般健診(後期) 一般健診(後期、NST含む) 一般健診(県補助分、4回) 超音波検査 感染症検査 精密検査 歯科健診	・鷹巣町、合川町及び阿仁町の例により実施する。
母子手帳交付	交付日 交付場所	毎月第1・3月曜日 保健センター	毎月2回 保健センター	毎月1回 保健センター	毎月1回 役場本庁と支所	・鷹巣、合川、森吉毎月2回、阿仁毎月1回交付日を設定する。
訪問指導	対象 訪問時期 訪問体制	初産婦と新生児 生後1～3ヶ月 町保健師	全産婦と新生児 退院～生後2ヶ月 町保健師	要訪問妊産婦、初妊産婦と新生児 在宅助産師委託	全妊産婦と新生児 母子手帳交付後 1回 生後2ヶ月以内 2回 在宅助産師委託(1件2,500円)	・初産婦と新生児を対象に、生後1～3か月の時期に市保健師による訪問指導を実施する。 ・要経過観察児(者)への訪問指導は、現行どおり必要に応じて適宜実施する。
	対象 訪問時期 訪問体制	要経過観察児(者) 乳幼児健診事後適宜 町保健師	要経過観察児(者) 乳幼児健診事後適宜 町保健師	要経過観察児(者) 乳幼児健診事後適宜 町保健師	要経過観察児(者) 乳幼児健診事後適宜 町保健師	
健康相談	対象 実施時期	妊婦 母子手帳交付時、随時	妊婦及び家族 母子手帳交付時、随時	妊婦 母子手帳交付時	妊婦 母子手帳交付時、随時	・現行のとおり、健康診査や健康教育等の機会あるいは随時の要望に応じて実施する。
	対象 実施時期	乳幼児の家族 随時	産婦、乳幼児の家族 随時	乳幼児の家族 随時	産婦、乳幼児の家族 随時	
	対象 実施時期	乳幼児健診後のフォロー児 乳幼児健診時	乳幼児健診後のフォロー児 健診後対象者と日程調整	乳幼児健診後のフォロー児 乳幼児健診時	乳幼児健診後のフォロー児 乳幼児健診時	
妊婦健康教育	対象 実施回数 内容	妊婦 毎月2回(母子手帳交付日) 保健指導、制度学習、ビデオ学習				・妊婦(中期)及び妊婦(後期)とその家族を対象に各年6回(鷹巣4回、森吉2回)実施する。
	対象 実施回数 内容	妊婦(5～7ヶ月)、パパ(家族) 年4回 調理実習、体験ジャケット、ビデオ学習 マタニティ体操、母乳学習	妊婦と家族、2ヶ月児とママ 対象の状況を見ながら不定期実施 赤ちゃん体験、情報交換、歯科指導 栄養指導、ビデオ学習		妊婦(4～7ヶ月)、パパ 年3回(中止の場合もある) 調理実習、栄養指導、保健指導	
	対象 実施回数 内容	妊婦(6～8ヶ月)、パパ(家族) 年4回 沐浴体験、呼吸法、家族計画				

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

		説明資料				(別紙2：母子保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
母子健康教育	対象	4ヶ月児	3～4ヶ月児	4ヶ月児	3～4ヶ月児	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児前期健康診査時に、離乳食教育等を実施する。 ・乳児中期育児相談時に、離乳食教育、ブックスタート、産婦歯科教育等を実施する。 ・乳児後期育児相談時に、離乳食教育等を実施する。 ・1歳6か月児健康診査時に、栄養教育、歯みがき指導、親子遊び等を実施する。 ・2歳児健康診査時に、栄養教育、歯みがき指導、親子遊び等を実施する。 ・3歳児健康診査時に、栄養教育、歯みがき指導等を実施する。 ・5歳児健康診査時に、栄養教育、歯みがき指導、親子遊び等を実施する。 ・健康診査時以外にも下記の母子健康教育事業を実施するほか、おおむね小学校校区単位に各1名の母子保健推進員を置き、母子保健地域支援体制の整備を行う。 ・未就学児母子対象の親子教室 ・経過観察児対象の育成指導事業 ・小学生等を対象にしたふれあい食体験事業等
	実施回数	年12回	年6回	年12回	年6回	
	内容	離乳食準備、虫歯予防、絵本の読み聞かせ	離乳食準備	離乳食準備	離乳食準備	
	対象	6～7ヶ月児	5～6ヶ月児	7ヶ月児	5～6ヶ月児、7～8ヶ月児	
	実施回数	年6回	年6回	年12回	年6回	
	内容	離乳食中期試食、虫歯予防	離乳食中期試食、絵本読み聞かせ	離乳食中期試食	離乳食中期試食、アレルギー等個別指導	
	対象	10～11ヶ月児	8～9ヶ月児	10ヶ月児、12ヶ月児	9～10ヶ月児、11～12ヶ月児	
	実施回数	年6回	年6回	年12回	年6回	
	内容	離乳食後期試食、虫歯予防	離乳食後期試食、虫歯予防	離乳食後期試食	離乳食後期試食、小柄等個別指導	
	対象	1歳6～8ヶ月児	1歳6～8ヶ月児	1歳6～7ヶ月児	1歳5～8ヶ月児	
実施回数	年4回	年3回	年6回	年3回		
内容	栄養指導	個別歯科指導、おやつ指導、試食	栄養指導、歯科指導	個別虫歯予防教育		
対象	2歳1～3ヶ月児	2歳	2歳	2歳5～8ヶ月児		
実施回数	年4回	年3回	年6回	年3回		
内容	親子遊び、歯みがき指導、栄養指導試食	歯科指導 歯に良いおやつ試食	歯科指導、栄養指導	個別虫歯予防教育		
対象	3歳4～6ヶ月児	3歳4～6ヶ月児	高齢者と保育園児	3歳4～7ヶ月児		
実施回数	年4回	年3回	年2回	年3回		
内容	個別栄養指導、はみがき指導	個別食事指導、小集団歯科指導	こどもでもできる調理、試食 高齢者とのふれあい	歯科指導、親子遊び指導、栄養指導		
対象	5歳0～3ヶ月児	幼児～小学生親子	幼児、保育園児の母	4歳4～7ヶ月児		
実施回数	年4回	年4回	年2回	年3回		
内容	絵本読み聞かせ、歯科指導 教育相談	ふれあい食体験事業	お弁当にも利用できる簡単料理試食	歯科指導、親子遊び指導 栄養指導		
対象	幼稚園児、保育園児	小学4年生を中心に	保育園児	保育園児、小学生		
実施回数	各園1回		各園 年1～2回	各園等 年1回		
内容	虫歯予防教育（紙芝居、ブラッシング）	わくわくヘルシースクール （生活習慣病予防教室）	歯のチェック、ブラッシング指導 おやつ指導	ブラッシング指導、おやつ指導		
対象	虫歯のない子（3歳児）	虫歯のない子（3歳児）	虫歯のない子（3歳児）	虫歯のない子（3、4歳児）		
内容	広報掲載、表彰	広報掲載	広報掲載、表彰	広報掲載、表彰 賞品授与、記念撮影、		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料							(別紙2：母子保健事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容	
母子健康教育 (つづき)	対象	子育て中の母親	乳幼児と保育者	乳児と母	1歳以上の保育所未入所児と保育者		
	実施回数	年1回	年6回	毎月1回	保育所2ヶ所×年1回		
	内容	子育て講演会 (講話とエアロビック実技、託児つき)	保育者のリラックス体験 (親子遊びほか、託児つき)	子育てママの自由な交流と 親子のふれあい(親子遊びほか)	保育所でのしつけ、生活を知る 育児不安軽減を図る情報交換		
	対象		中学校全生徒、PTAほか		子育て中の保育者、全町民		
	実施回数		年1回		年1回		
	内容		思春期講演会並びに相談会		子育て講演会		
対象	健診等の経過観察児、 育児不安を抱える保護者	健診等の経過観察児、 育児不安を抱える保護者					
実施回数	毎月1回	年5～6回					
内容	日常生活の基本動作指導 集団生活への適応訓練	個別相談、親子遊び グループ学習					

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料							(別紙3：予防接種事業)
事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容	
ポリオ予防接種	対象者	生後3カ月以上90カ月未満	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 実施場所及び実施回数は、鷹巣年4回、合川年2回、森吉年2回、阿仁年1回とする。 周知方法については、広報及び健診時勧奨とし、未接種者には個別に勧奨通知を送付する。 	
	実施方法	集団方式、年4回	集団方式、年2回	集団方式、年2回	集団方式、年4回		
	実施場所	保健センター	保健センター	保健センター	阿仁町立病院		
	周知方法	広報、健診時勧奨	広報、健診時勧奨、個人通知	広報、個人通知	広報、健診時勧奨、個人通知		
	自己負担	なし	同左	同左	同左		
3種混合予防接種 第 期	対象者	生後3カ月以上90カ月未満	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 委託医療機関については、新市行政区域内協力医療機関とする。 周知方法については、ポリオと同様の内容を行う。 	
	実施方法	個別方式、通年	同左	同左	同左		
	実施場所	鷹巣町内11委託医療機関	委託医療機関(管内、山本)	公立米内沢病院	鷹阿管内委託医療機関		
	周知方法	広報、健診時勧奨	健診時勧奨、未接種者個人通知	健診時勧奨、未接種者個別勧奨	健診時勧奨、個人通知		
	自己負担	なし	同左	同左	同左		
2種混合予防接種 第 期	対象者	小学6年生	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 現行のとおり新市に引き継ぐ。 	
	実施方法	学校集団方式	同左	同左	同左		
	実施場所	各小学校	同左	同左	同左		
	周知方法	学校を通じて保護者へ通知	同左	同左	同左		
	自己負担	なし	同左	同左	同左		
麻しん予防接種	対象者	生後12カ月以上90カ月未満	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 委託医療機関及び周知方法について、3種混合と同様の内容を行う。 	
	実施方法	個別方式・通年	同左	同左	同左		
	実施場所	鷹巣町内11委託医療機関	委託医療機関(管内、山本)	公立米内沢病院	鷹阿管内委託医療機関		
	周知方法	広報、健診時勧奨	健診時勧奨、未接種者個人通知	健診時勧奨、未接種者個別勧奨	健診時勧奨、個人通知		
	自己負担	なし	同左	同左	同左		
風しん予防接種	対象者	生後12カ月以上90カ月未満	同左	同左	同左	<ul style="list-style-type: none"> 委託医療機関及び周知方法について、3種混合と同様の内容を行う。 	
	実施方法	個別方式・通年	同左	同左	同左		
	実施場所	鷹巣町内11委託医療機関	委託医療機関(管内、山本)	公立米内沢病院	鷹阿管内委託医療機関		
	周知方法	広報、健診時勧奨	健診時勧奨、未接種者個人通知	健診時勧奨、未接種者個別勧奨	健診時勧奨、個人通知		
	自己負担	なし	同左	同左	同左		
日本脳炎予防接種 第 期	対象者	生後6カ月以上90カ月未満	3歳以上90カ月未満	3歳以上90カ月未満	3歳以上90カ月未満	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は生後6カ月以上90カ月未満とし、標準として初回接種3歳、追加接種4歳とする。 委託医療機関及び周知方法について、3種混合と同様の内容を行う。 	
	実施方法	個別方式・通年	同左	同左	同左		
	実施場所	鷹巣町内11委託医療機関	委託医療機関(管内、山本)	公立米内沢病院	鷹阿管内委託医療機関		
	周知方法	広報、健診時勧奨	健診時勧奨、未接種者個人通知	健診時勧奨、未接種者個人勧奨	健診時勧奨、個人通知		
	自己負担	なし	同左	同左	同左		

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

説明資料

(別紙3：予防接種事業)

事業名等	項目	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	調整の具体的内容
日本脳炎予防接種 第 期	対 象 者	9歳以上12歳以下	9歳(小学4年生)	小学4年生	9歳(小学4年生)	・合併時に森吉町の例に統合し小学4年生を対象に 学校集団方式、自己負担なしで実施する。
	実 施 方 法	個別方式・通年	個別方式・通年	学校集団方式	個別方式・通年	
	実 施 場 所	鷹巣町内11委託医療機関	委託医療機関(管内、山本)	各小学校	鷹阿管内委託医療機関	
	周 知 方 法	学校を通じて4～6年生保護者へ勸奨	学校を通じて4年生保護者へ勸奨	学校を通じて4年生保護者へ通知	学校を通じて4年生保護者へ勸奨	
	自 己 負 担	なし	なし	なし	全額自己負担	
日本脳炎予防接種 第 期	対 象 者	14歳以上15歳以下				・合併時に鷹巣町の例に統合する。
	実 施 方 法	個別方式・通年				
	実 施 場 所	鷹巣町内11委託医療機関				
	周 知 方 法	学校を通じて中3保護者へ勸奨				
	自 己 負 担	なし				
ツベルクリン 反応検査 B C G接種	対 象 者	生後3ヵ月以上4歳未満	同左	同左	同左	・B C G接種は、対象年齢が生後直後～6ヵ月未満に 法改正されるため、集団方式を廃止し医療機関個別 方式とする。 ・委託医療機関及び周知方法について、3種混合と 同様の内容を行う。
	実 施 方 法	集団方式、年4回	集団方式、年2回	集団方式、年2回	集団方式、年4回	
	実 施 場 所	保健センター	保健センター	保健センター	阿仁町立病院	
	周 知 方 法	広報、健診時勸奨	広報、健診時勸奨、個人通知	広報、個人通知	広報、健診時勸奨、個人通知	
	自 己 負 担	なし	同左	同左	同左	
インフルエンザ 予防接種	対 象 者	・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の 高度慢性機能不全者	同左	同左	同左	・合併時に鷹巣町の例に統合し、公費負担額は1人 1,500円、全額公費負担対象者は生活保護受給者 とする。
	実 施 方 法	個別方式、10/1～1/31	同左	同左	同左	
	実 施 場 所	県内協力医療機関等	同左	同左	同左	
	周 知 方 法	広報、医療機関掲示	同左	同左	同左	
	公 費 負 担	1,500円、生保は全額公費	1,000円、生保・住民税 非課税世帯は全額公費	同左	同左	
肺炎球菌 予防接種	対 象 者	インフルエンザと同じ				・合併時に鷹巣町の例に統合し、委託医療機関は新市 行政区域内協力医療機関とする。
	実 施 方 法	個別方式、6/1～10/30				
	実 施 場 所	鷹巣町内14委託医療機関				
	周 知 方 法	広報、医療機関掲示				
	公 費 負 担	3,000円、生保は全額公費				

報告第32号

生活環境事業の取扱いの具体的調整について

生活環境事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成17年1月24日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	不法投棄ごみ防止事業
調 整 の 内 容	<p>1. 生活環境政策については、各町の条例等に沿って行われているため、4町に共通して設置されている条例もしくは類似した規則等がある場合は調整し、合併時に新市に引き継ぐものとする。</p> <p>3. 地方自治の原点である「自分のことは自分で」を基本に検討する。</p>		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
不法投棄ごみ防止事業					
【実施方法】	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止看板の設置 ・広報による啓発 ・不法投棄監視員、一般町民からの通報により、現場確認を行い、不法投棄者を判明できる物があれば原状回復させる。 	<p>実施内容については、各町とも同一の事業内容のため、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p> <p style="text-align: center;">（第8回協議会で確認済み）</p>
【監視員数】	<ul style="list-style-type: none"> ・町内7地域から1~2名 委嘱 7名(定数は10名) 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内4地域から1名委嘱 5名 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内3地域から1名委嘱 3名 	<ul style="list-style-type: none"> ・町内5地域から1名委嘱 5名 	<p>監視員数については、合併時に25名以内とする。</p>
【報酬等】	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金として 24,000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金として 35,000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬として 50,000円/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝礼金として 20,000円/年 ・車借上料として 8,000円/年 	<p>報酬等については、合併時に合川町の例により統一する。</p> <p style="text-align: center;">（車借上料は支給しない。）</p>

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	生活環境事業について	関係項目	最終処分場事業・ ごみ集積所設置補助事業
---------	------------	------	-------------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
最終処分場事業					
【管 理】	・町(町営埋立地)	・森吉町外二カ町村生活環境施設組合(長下処分場)	・森吉町外二カ町村生活環境施設組合(長下処分場)	休止中	鷹巣町・阿仁町の施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 (第8回協議会で確認済み)
【搬入手数料】	・運搬車両別 1t車未満 510円 1~2t車未満 1,020円 2~4t車未満 2,040円 4~6t車未満 4,070円 6t車以上 6,120円	・処分物重量別 粗大ごみ 100kg 300円 解体材 100kg 600円	・処分物重量別 粗大ごみ 100kg 300円 解体材 100kg 600円		搬入手数料については、鷹巣町の例による。 (合川町・森吉町については、一部事務組合の処分場に搬入するため、料金は構成町村に委ねる。)
ごみ集積所設置補助事業	事業なし	《ごみ集積所設置補助》 補助金額(新規設置のみ) 設置費用の1/2 (限度額50,000円) 実績 3台 150,000円	事業なし	《ごみ集積所設置補助》 補助金額 設置費用の1/2 (限度額なし) 実績 なし	合併時に廃止する。
				《ごみ集積所修理補助》 補助金額 (限度額15,000円) 実績 17台 200,673円	

報告第33号

障害者福祉事業の取扱いの具体的調整について

障害者福祉事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成17年1月24日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	障害者福祉事業について	関係項目	身体障害者外出支援サービス事業
調 整 の 内 容	2. 現在、1町しか実施していない事業（補助事業、単独事業問わず）については、合併時までに調整を図る。		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・身体障害者外出 支援サービス事業	該当なし	該当なし	該当なし	対象者 65歳未満の身障者で、公共交通機関の利用が困難な者 実施内容 医療機関への外出支援 運広範囲 近隣市町村まで 利用者負担(片道) ・町内 1回 200円 ・森吉町 1回 480円 ・鷹巣町 1回 800円 ・大館管内 1回 1,120円 実施機関(委託) 社会福祉法人あに福祉会 実績 延人数 429名(片道)	次のとおり合併時に実施する。 ・対象者は、阿仁町の例による。 ・実施内容、実施機関及び運行範囲及び料金については、高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」と統一を図り、同様に実施する。 ・実施内容について 高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」の森吉町の例により次により実施。 = 利用対象者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所、医療機関等との間の送迎 = ・実施機関について 高齢者福祉事業の「外出支援サービス事業」の現行の委託機関を次のとおり新市に引き継ぐ。 = 鷹巣町：鷹巣町社会福祉協議会 合川町：合川町社会福祉協議会 ：(株)登石 森吉町：森吉町社会福祉協議会 ：(株)登石 阿仁町：社会福祉法人あに福祉会 = ・運行範囲及び料金については別表1及び2による。

説明資料

別表1

身体障害者外出支援サービス事業

外出支援サービス事業「利用者負担額」

支援地域 居住地	旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町	市外 (大館市・能代市)
旧鷹巣町	200円	300円	400円	700円	700円
旧合川町	300円	200円	300円	600円	1,000円
旧森吉町	400円	300円	200円	500円	1,000円
旧阿仁町	700円	600円	500円	200円	1,200円

別表2

外出支援サービス事業「実施機関委託料」

支援地域 居住地	旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町	市外 (大館市・能代市)
旧鷹巣町	1,000円	2,000円	2,000円	3,500円	3,500円
旧合川町	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
旧森吉町	2,000円	2,000円	1,000円	2,500円	4,000円
旧阿仁町	3,500円	3,000円	2,500円	1,000円	4,500円

別表1及び2の料金は、いずれも片道を利用した場合である。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	障害者福祉事業について	関係項目	酸素濃縮器利用者電気料助成事業
---------	-------------	------	-----------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・酸素濃縮器利用者 電気料助成事業	対象者 呼吸器機能障害、心臓機能障害 者で医師の診断により在宅酸素 療法を必要とする者 実施内容 酸素濃縮器の使用に係る電気料 の一部を助成 助成額 1ヶ月あたりの推定電気料の 1/2相当額 実績 利用者数 46名 事業費 902,000円 見込 利用者数 50名 事業費 1,119,100円	該当なし	該当なし	該当なし	鷹巣町の例により、合併時に 統一して実施する。

報告第34号

高齢者福祉事業の取扱いの具体的調整について

高齢者福祉事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成17年1月24日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	在宅介護事業
調 整 の 内 容	<p>高齢者福祉事業の各制度については、できる限りサービスの低下を招かないよう調整を図る。</p> <p>なお、利用料等の住民負担については、適正な料金となるよう調整を図る。</p> <p>1. 国又は県等が定める制度については、その要綱等に準拠しながら調整を図る。</p> <p>2. 国又は県等が定める制度で、各町が独自にその制度の充実を図っている事業及び各町が独自に実施している制度又は事業については、次の区分により調整を図る。</p> <p>(1) 合併時まで調整を図るもの。</p>		

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
在宅介護事業					
・在宅介護支援センター			小規模基幹型 ・森吉町基幹型在宅介護支援センター（運営主体：森吉町）	小規模基幹型 ・阿仁町基幹型在宅介護支援センター（運営主体：阿仁町）	基幹型は、運営主体を市として森吉町基幹型在宅介護支援センターとし、阿仁町基幹型在宅介護支援センターは合併時に廃止する。
	地域型 ・鷹巣町在宅介護支援センター（運営主体：社会福祉協議会） ・ケアタウンたかのす在宅介護支援センター（運営主体：(財)たかのす福祉公社）	地域型 ・合川町在宅介護支援センター（運営主体：合川町）	地域型 ・森吉町社会福祉協議会在宅介護支援センター（運営主体：社会福祉協議会） ・もりよし荘地域型在宅介護支援センター（運営主体：社会福祉法人交楽会）	地域型 ・阿仁町在宅介護支援センター「山水荘」（運営主体：社会福祉法人阿仁ふくし会）	地域型は、運営主体及び実施機関について現行のとおりとする。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	在宅介護事業・ 老人クラブ事業
---------	-------------	------	--------------------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・居宅介護上乗せサービス	<p>対象者 要介護(要支援)認定を受けている者で、介護保険の区分支給限度額を超えて居宅介護サービスを必要とする者</p> <p>実施方法 区分支給限度額を超える上乗せ部分については1割負担で利用できる</p> <p>実績 58,093,002円</p> <p>16年9月より3割負担 17年4月1日より廃止予定</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>17年4月1日より廃止する。ただし、合併時(3月22日)から3月31日までは、鷹巣町のみ3割負担にて実施する。</p>
老人クラブ					
・老人クラブ連合会	<p>会員数 42単老 2,233名</p> <p>連合会活動費補助金 2,007,000円</p> <p>単老活動費補助金 3,507,000円 (一単老83,500円)</p>	<p>会員数 27単老 1,959名</p> <p>連合会活動費補助金 660,000円</p> <p>単老活動費補助金 1,429,800円 (一単老54,992円)</p>	<p>会員数 26単老 890名</p> <p>連合会活動費補助金 450,000円</p> <p>単老活動費補助金 1,326,000円 (一単老51,000円)</p>	<p>会員数 9単老 605名</p> <p>連合会活動費補助金 320,000円</p> <p>単老活動費補助金 522,000円 (一単老58,000円)</p>	<p>新市において統合できるよう調整を図る。補助金については、最低限、県の補助対応額とする。</p>

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者生きがい事業
---------	-------------	------	-----------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
高齢者生きがい事業					
・生きがい活動支援 通所事業	対象者 概ね60歳以上のひとり暮らし 高齢者等で、家に閉じこもりが ちな者(ADLは概ね自立の者) 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 1人1回当たり700円 (うち食材料費400円) 委託機関 各地域ごとの自主的な団体 (平成15年度までは社協へ委託) 実績 延回数 5,003回 委託料 23,714,381円	対象者 概ね60歳以上のひとり暮らし 高齢者等で、家に閉じこもりが ちな者 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 1人・1回当たり800円 (生活保護法に基づく被保護世帯 に属する者は食材料費のみ) 委託機関 特別養護老人ホーム永楽苑 実績 延回数 274回 委託料 1,602,600円	対象者 概ね65歳以上の者で、介護認 定審査会において自立と認定 された虚弱老人等 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 ・基本サービス 1人1回当たり 200円 ・入浴サービス 1人1回当たり 250円 ・送迎サービス 1人1往復当たり200円 ・食事サービス 1人1食当たり 350円 委託機関 森吉町社会福祉協議会 実績 延回数 1,436回 委託料 6,848,940円	対象者 概ね65歳以上の者で、自立と 認定された虚弱老人等 事業内容 入浴サービス、給食サービス、 生活指導、日常生活訓練、 健康チェック、送迎サービス 利用者負担 ・山水荘 1人1回当たり650円 (食事代200円は別) ・もろひ苑 1人1回当たり520円 (食事代200円は別) 委託機関 特別養護老人ホーム 山水荘 養護老人ホーム もろひ苑 利用実績 延回数 1,911回 委託料 11,776,530円	地域性を考慮して、現 行のとおり新市に引 き継ぎ、当分の間、実 施する。

巢阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巢町	合川町	森吉町	阿仁町	
高齢者福祉					
・緊急通報システム 設置事業	対象者 65歳以上の独居老人等 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時にサブセンターへ通報される ・青ボタン：町社協へ通報 ・赤ボタン：消防署へ通報 利用者負担 ・生活保護世帯 無料 ・町民税非課税・均等割世帯 無料 ・町民税所得割課税世帯 500円/月 運 営 鷹巢町 事業費 8,652,591円 設置台数 285台	対象者 65歳以上の独居老人等 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時にサブセンターへ通報される ・青ボタン：町社協へ通報 ・赤ボタン：消防署へ通報 利用者負担 無 料 運 営 社会福祉協議会へ委託 事業費 2,504,323円 設置台数 84台	対象者 65歳以上の独居老人等 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時にサブセンターへ通報される ・青ボタン：町社協へ通報 ・赤ボタン：消防署へ通報 利用者負担 無 料 運 営 社会福祉協議会へ委託 事業費 962,543円 設置台数 89台	対象者 ・65歳以上の独居老人等 ・健康に不安な高齢者世帯 事業内容 緊急通報装置を設置し、緊急時に通報される ・県社協緊急通報センターへ通報 町社協へ 利用者負担 無 料 運 営 社会福祉協議会へ委託 事業費 663,600円 設置台数 75台	現行のとおり新市に引継ぎ、18年1月末日のリース契約の更新日(鷹巢町・合川町分)までに、統一したシステム構築を検討する。 利用者負担については、合併時に無料とする。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・外出支援サービス 事業	<p>対象者 概ね65歳以上の高齢者で、通常の交通機関の利用が困難な者や60歳以上で下肢の不自由な者等</p> <p>実施方法 利用対象者の居宅と在宅福祉サービスや介護予防・生きがい活動支援事業を提供する場所、医療機関等との間の送迎</p> <p>運行範囲 原則として町内</p> <p>利用者負担 無 料</p> <p>実施機関（委託） 鷹巣町社会福祉協議会 実績 延利用人数 4,946名 委託料 3,707,000円</p> <p style="text-align: center;">該当無し</p>	<p>対象者 介護保険制度における介護認定を受けている者や身体障害者手帳を有する者等のうち次の者 ・座位を保てない・車いすを使用 ・転倒の危険がある・痴呆症のある視覚障害者・町長が認めるもの</p> <p>実施方法 主に病院、施設への送迎、行事への参加、買い物等</p> <p>運行範囲 原則として町内及び近隣町村（概ね30分以内）</p> <p>利用者負担 片道1回 700円(30分以内) 1,400円(30分以上)</p> <p>実施機関（委託） 合川町社会福祉協議会及び株登石 実績 延利用人数 3,427名 委託料 6,854,000円</p>	<p>対象者 概ね65歳以上の高齢者で、通常の交通機関の利用が困難な者や60歳以上で下肢の不自由な者のうち通常の交通機関利用が困難な者等</p> <p>実施方法 利用対象者の居宅と在宅福祉サービスを提供する場所、医療機関等との間の送迎</p> <p>運行範囲 原則として町内（概ね30分以内）</p> <p>利用者負担 町内 1回 200円 町外 1回 500円</p> <p>実施機関（委託） 森吉町社会福祉協議会及び株登石 実績 延利用人数 403名 委託料 742,700円</p>	<p>対象者 概ね65歳以上の高齢者や、身体等に障害のある方で、家庭での移送及び一般の交通機関の利用が困難な者等</p> <p>実施方法 利用者の居宅、医療機関等との間の移送</p> <p>運行範囲 近隣市町村まで（月4回まで）</p> <p>利用者負担 町内 1回 200円 森吉町 1回 480円 鷹巣町 1回 800円 大館管内1回 1,120円</p> <p>実施機関（委託） 社会福祉法人あに福社会 実績 延利用人数 486名 委託料 1,856,500円</p>	<p>対象者及び実施方法については、森吉町の例により合併時に統一して実施する。</p> <p>料金については、別表1及び2により、合併時に統一した料金とする。</p> <p>実施機関については、現行の委託機関を新市に引き継ぐ。</p>

説明資料

別表1

外出支援サービス事業「利用者負担額」

支援地域 居住地	旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町	市外 (大館市・能代市)
旧鷹巣町	200円	300円	400円	700円	700円
旧合川町	300円	200円	300円	600円	1,000円
旧森吉町	400円	300円	200円	500円	1,000円
旧阿仁町	700円	600円	500円	200円	1,200円

別表2

外出支援サービス事業「実施機関委託料」

支援地域 居住地	旧鷹巣町	旧合川町	旧森吉町	旧阿仁町	市外 (大館市・能代市)
旧鷹巣町	1,000円	2,000円	2,000円	3,500円	3,500円
旧合川町	2,000円	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円
旧森吉町	2,000円	2,000円	1,000円	2,500円	4,000円
旧阿仁町	3,500円	3,000円	2,500円	1,000円	4,500円

別表1及び2の料金は、いずれも片道を利用した場合である。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
<p>・家事援助事業 (介護保険以外)</p>	<p>対象者 概ね60歳以上の高齢者で、基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、社会適応が困難で、訪問による支援・指導等が必要と判断される者等</p> <p>実施内容 ・日常生活への支援・指導 ・家事に対する支援・指導 ・対人関係構築の支援・指導</p> <p>利用者負担等 1回につき 270円</p> <p>実施機関(委託) 鷹巣町社会福祉協議会</p> <p>実績 延利用回数 836回 事業費 2,260,000円</p>	<p>対象者 概ね65歳以上の要支援高齢者のいる家庭で、基本的な生活習慣の欠如や対人関係が成立しないなど、社会適応が困難で訪問による支援・指導等が必要と判断される者等</p> <p>実施内容 身体の介護、家事、相談・助言指導、外出時における移動の介護等外出時の付添い</p> <p>利用者負担等 1時間当たり 300円</p> <p>上記以外の利用者 ・生活保護、所得税非課税世帯 無料 所得税課税額 利用料 ・ 0円～10,000円 250円 ・ 10,001円～30,000円 400円 ・ 30,001円～80,000円 650円 ・ 80,001円～140,000円 850円 ・ 140,001円～ 950円</p> <p>実施機関(委託) 特別養護老人ホーム永楽苑</p> <p>実績 延利用回数 457回 委託料 2,495,000円</p>	<p>対象者 基本的な生活習慣が欠如していたり対人関係が成立しないなどの社会適応が困難な、概ね60歳以上の高齢者</p> <p>実施内容 身体の、介護、家事の援助、外出時の介助、生活上の相談・助言</p> <p>利用者負担等 1人1回当たり 414円</p> <p>実施機関(委託) 森吉町社会福祉協議会</p> <p>実績 延利用回数 96回 事業費 359,040円</p>	<p>対象者 概ね65歳以上の高齢者や1人暮らし、高齢者世帯で援助を必要とする者</p> <p>実施内容 炊事・掃除等の家事の援助</p> <p>利用者負担等 1回当たり ・1時間未満 153円 ・1時間～1時間30分 222円 ・30分増すごとに 83円</p> <p>実施機関(委託) 阿仁町社会福祉協議会</p> <p>実績 なし 該当なし</p>	<p>対象者及び実施内容については鷹巣町の例により、利用者負担は契約単価の1割として、合併時に統一して実施する。実施機関については、現行の委託機関を新市に引き継ぐ。</p>

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・配食サービス事業	<p>対象者 概ね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯、これに準ずる高齢者並びに身体障害者で、老衰、心身の障害及び傷病等の理由で調理が困難な者</p> <p>体 制 土・日・祝日及び休日を除く毎日</p> <p>利用者負担 1食あたり 400円</p> <p>実施機関(委託) たかのす福祉公社</p> <p>実績 延食数 23,686食</p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p> <p style="text-align: center;">社会福祉協議会が独自に事業実施</p>	<p>対象者 概ね65歳以上の独居又は高齢者世帯及びこれに準ずる高齢者や心身体障害者で、老衰、心身の障害及び傷病等により調理が困難な者</p> <p>体 制 原則として週1回(火曜日)</p> <p>利用者負担 1食あたり 100円</p> <p>実施機関(委託) 森吉町社会福祉協議会</p> <p>実績 延食数 613食</p>	<p>対象者 概ね70歳以上の独居又は高齢者世帯や65歳未満の重度身障者で食事を作ることが困難な者で独居又は障害者のみの世帯</p> <p>体 制 週1回 火曜日の夕食</p> <p>利用者負担 1食あたり 300円 課税者400円</p> <p>実施機関(委託) 阿仁町社会福祉協議会</p> <p>実績 延食数 3,131食</p>	<p>対象者は、鷹巣町の例により合併時に統一して実施する。利用者負担は、標準メニューの食材の経費相当分400円とし、合併時に統一する。体制及び実施機関は、現行のとおり実施する。</p>

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・高齢者入浴券 助成事業	事業名 入浴券交付事業 (銭湯に対して) 対象者 ・65歳以上の高齢世帯 ・身障者手帳(1.2級)所持者、 療育手帳所持者、精神障害者保 健福祉手帳所持者 ・生活保護世帯 申 請 福祉入浴券交付申請書提出 助成内容 月3回の入浴無料券を交付 実績 利用者数 108名 ・高齢者 73名 ・身体障害 3名 ・知的障害 1名 ・生活保護 31名 事業費 1,000,000円	該当なし	該当なし	該当なし	鷹巣町の例により、 合併時に統一して実 施する。

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協 議 事 項	高齢者福祉事業について	関係項目	高齢者福祉事業
---------	-------------	------	---------

説 明 資 料					
区 分	鷹 巣 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
・軽度生活援助事業	<p>対象者 概ね60歳以上の単身、高齢者のみの世帯、準ずる高齢者で、この制度を利用しなければ自立生活の継続が困難な者</p> <p>事業内容 雪下ろし、除雪、家の周りの手入れ、家屋内の整理・整頓等</p> <p>利用者負担 サービス提供に要した経費の1割</p> <p>委託先 鷹巣町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 単身世帯、虚弱高齢者等</p> <p>事業内容 除雪</p> <p>利用者負担 無 料</p> <p>委託先 アイスノーパワーズ(6人)</p>	<p style="text-align: center;">該当なし</p> <p>社会福祉協議会が企画観光課(高齢者世帯除雪緊急支援事業)より委託されて行っている。</p>	<p>対象者 概ね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯、準ずる高齢者、心身障害者等で、日常生活の援助が必要な者</p> <p>事業内容 家屋内の整理・整頓、雪寄せ、朗読、代筆等</p> <p>利用者負担 1回(約1時間) 100円 (年間の利用回数は、原則として1人12回まで)</p> <p>委託先 阿仁町社会福祉協議会</p>	<p>対象者は阿仁町の例による。事業内容は、16年度の実績を踏まえて、新市において決定する。利用者負担は、鷹巣町の例による。委託先は、社会福祉協議会とする。</p>
・心配ごと相談所 委託業務	<p>対象者 65歳以上の高齢者等とするが、限定せずにあらゆる年代層からの相談に対応する。</p> <p>相談日 原則として 月~土曜日</p> <p>相談時間 午前9時~午後5時</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関(委託) 鷹巣町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 高齢者又は家族等</p> <p>相談日 毎週水曜日 2時間</p> <p>相談時間 午後1時30分~午後3時30分</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関(委託) 合川町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 高齢者又は家族等</p> <p>相談日 毎月第1木曜日 米内沢地区 毎月第3木曜日 前田地区</p> <p>相談時間 午前10時~午後2時</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関(委託) 森吉町社会福祉協議会</p>	<p>対象者 高齢者又は家族等</p> <p>相談日 毎週水曜日 阿仁合地区 毎月第3水曜日 大阿仁地区</p> <p>相談時間 午前10時~午後3時</p> <p>利用料 無料</p> <p>実施機関(委託) 阿仁町社会福祉協議会</p>	<p>現行のとおり、社会福祉協議会に委託して実施する。</p>

報告第35号

商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整について

商工・観光関係事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成17年1月24日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協議事項	商工・観光関係事業	関係項目	
調整の内容	1. 中小企業に対する融資については、合併時に統一するよう調整する。 2. 誘致企業等に対する奨励措置については、新市において速やかに調整する。 7. 中小企業事業資金融資等については、合併後に協議する。		

説明資料					
区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
中小企業事業資金融資等	<p style="text-align: center;">中小企業振興資金融資制度</p> 1. 対象 町内に1年以上住所または事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営み、町税を完納している中小企業者。 2. 融資内容 (1) 用途：運転資金または設備資金 (2) 保証限度額：700万円以内 (3) 保証期間：7年以内 (4) 返済方法：割賦または一括償還 (5) 保証条件：連帯保証人1名以内 (6) 貸付金利：年2.2%以内 3. 保証料 (1) 無担保保証：年1.3% (2) 有担保保証：年1.2% (3) セーフティネット保証：年0.88% 4. 申込受付 鷹巣町商工会	<p style="text-align: center;">中小企業振興資金融資制度</p> 1. 対象 町内に1年以上住所または事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営み、町税を完納している中小企業者。 2. 融資内容 (1) 用途：運転資金または設備資金 (2) 保証限度額：500万円以内 (3) 保証期間：5年以内 (4) 返済方法：割賦または一括償還 (5) 保証条件：連帯保証人1名以内 (6) 貸付金利：年2.2%以内 3. 保証料 (1) 無担保保証：年1.3% (2) 有担保保証：年1.2% (3) セーフティネット保証：年0.88% 4. 申込受付 合川町商工会	<p style="text-align: center;">中小企業振興資金融資制度</p> 1. 対象 町内に1年以上住所または事業所を有し、引続き1年以上同一事業を営み、町税を完納している中小企業者。 2. 融資内容 (1) 用途：運転資金または設備資金 (2) 保証限度額：500万円以内 (3) 保証期間：5年以内 (4) 返済方法：割賦または一括償還 (5) 保証条件：連帯保証人1名以内 (6) 貸付金利：年2.2%以内 3. 保証料 (1) 無担保保証：年1.3% (2) 有担保保証：年1.2% (3) セーフティネット保証：年0.88% 4. 申込受付 森吉町商工会	<p style="text-align: center;">中小企業振興資金融資制度</p> 1. 対象 町内に1年以上住所または事業所を有し、現に中小企業信用保険法に該当する事業を営む者で、町税を完納した者。 2. 融資内容 (1) 用途：運転資金または設備資金 (2) 保証限度額：700万円以内 (3) 保証期間：7年以内 (4) 返済方法：割賦または一括償還 (5) 保証条件：連帯保証人1名以上 (6) 貸付金利：年2.2%以内 3. 保証料 (1) 無担保保証：年1.3% (2) 有担保保証：年1.2% (3) セーフティネット保証：年0.88% 4. 申込受付 阿仁町商工会	<p style="text-align: center;">中小企業振興資金融資制度</p> 1. 対象 町内に1年以上住所または事業所を有し、現に中小企業信用保険法に該当する事業を営む者で、町税を完納した者。 2. 融資内容 (1) 用途：運転資金または設備資金 (2) 保証限度額：700万円以内 (3) 保証期間：7年以内 (4) 返済方法：割賦または一括償還 (5) 保証条件：連帯保証人1名以上 (6) 貸付金利：年2.2%以内 3. 保証料 (1) 無担保保証：年1.3% (2) 有担保保証：年1.2% (3) セーフティネット保証：年0.88% 4. 申込受付 商工会

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
中小企業事業資金融資等	<p>中小企業育成資金融資 (商工中金預託金)</p> <p>1.対象 中小企業団体(所属団体)とその構成員(例:商店街振興組合等と構成員)</p> <p>2.融資内容 (1)用途:設備資金、運転資金 (2)融資期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)、運転資金10年以内(うち据置期間2年以内) (3)預託額:4,000万円 (4)預託利率:年0.04%</p>	<p>中小企業育成資金融資 (商工中金預託金)</p> <p>1.対象 中小企業団体(所属団体)とその構成員(例:商店街振興組合等と構成員)</p> <p>2.融資内容 (1)用途:設備資金、運転資金 (2)融資期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)、運転資金10年以内(うち据置期間2年以内) (3)預託額:2,500万円 (4)預託利率:年0.04%</p>	<p>なし</p>	<p>中小企業育成資金融資 (商工中金預託金)</p> <p>1.対象 中小企業団体(所属団体)とその構成員(例:商店街振興組合等と構成員)</p> <p>2.融資内容 (1)用途:設備資金、運転資金 (2)融資期間:設備資金15年以内(うち据置期間2年以内)、運転資金10年以内(うち据置期間2年以内) (3)預託額:1,500万円 (4)預託利率:年0.04%</p>	<p>現行制度を新市に引き継ぎ、預託額は新市において調整を図る。</p>
			<p>森吉町民宿事業資金貸付制度</p> <p>1.対象 町内に住所を有し、旅館業法による「簡易宿泊所」の認可を受け、観光客を対象に本町内で営業するものが建物の改築、増築を行う場合貸付する。</p> <p>2.融資内容 一件50万円以内。</p> <p>3.貸付条件 利率年3.0% (7年以内に元利均等年賦償還)</p> <p>4.申込受付 森吉町企画観光課</p>	<p>阿仁町民宿施設整備費貸付金規則</p> <p>1.対象 町内に住所を有し、旅館業法による「簡易宿泊所」の認可を受け、観光客を対象に本町内で営業するものが建物の改築、増築を行う場合貸付する。</p> <p>2.融資内容 一件50万円以内。</p> <p>3.貸付条件 利率年3.5% (7年以内に元利均等年賦償還)</p> <p>4.申込受付 阿仁町商工観光課</p>	

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
誘致企業等奨励措置	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (鷹巣町工業振興促進条例)</p> <p>【指定基準】 工場新設：常時雇用者20人以上、資産総額5千万円以上。 工場増設：新たに常時雇用者10人以上を雇用、資産総額3千万円以上。 ソフトウェア事業所及び研究施設の新・常時雇用者5人以上、投下固定資産総額1千万円以上。</p> <p>【奨励措置】 雇用奨励金の交付 ・雇用者一人につき10万円。一企業年額300万円限度。(3年間) 操業奨励金の交付 ・町営水道より事業の用に給水を受け、1カ月500m³を超える水道料金の2分の1に相当する額を交付。(3年間) 固定資産税の課税免除 ・新設又は増設した施設の場合の課税免除。(5年間)</p>	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (合川町工場誘致奨励条例)</p> <p>【指定基準】 工場等の新設、増設又は移転若しくは工場用地等取得に用いた投下固定資本額5千万円以上のもの。工場用地等取得者にとっては2千万円以上のもの。</p> <p>【奨励措置】 固定資産税の課税免除対象者で製造の用に供しないために課税される税金相当分を奨励金として交付。(3年間)</p>	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (森吉町工場設置促進条例)</p> <p>【指定基準】 投下固定資産の取得価格が3千万円を超え、かつ、これを事業の用に供すること。 常時雇用者が20人以上であること。</p> <p>【奨励措置】 雇用奨励金の交付 ・雇用者一人につき10万円。一企業年額200万円限度(3年以内) 町内へ工場を新設、増設する場合に限り長野県工業団地及び鶴田工業団地への立地を認めると共に、工場敷地を無償で貸与。 奨励金 ・新設又は増設した工場に対し、固定資産税に相当する奨励金を交付。(10年以内)</p>	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (阿仁町工場設置促進条例)</p> <p>【指定基準】 工場用地の貸与を受けようとするものは、創業規模が常時雇用者20人以上であること。</p> <p>【奨励措置】 町内へ工場を新設、増設する者に対し、その工場敷地を無償で貸与。(3年以内) 固定資産税の課税免除 ・新設又は増設した施設の場合の課税免除。(3年間)</p>	<p>工場の新・増設に関する奨励措置 (北秋田市工業振興促進条例)</p> <p>【指定基準】 工場新設：常時雇用者10人以上、資産総額5千万円以上。 工場増設：新たに常時雇用者5人以上を雇用、資産総額3千万円以上。 ソフトウェア事業所及び研究施設の新・常時雇用者5人以上、投下固定資産総額1千万円以上。</p> <p>【奨励措置】 雇用奨励金の交付 ・雇用者一人につき10万円。一企業年額300万円限度。(3年間) 固定資産税の課税免除 ・新設又は増設した施設の場合の課税免除。(5年間)</p>
				<p>阿仁町高津森リゾート基地条例 [奨励措置] 団地内に宿泊施設を設置した個人、または法人の建物及び償却資産に係わる固定資産税の減免を行うことができる。</p>	<p>現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

報告第36号

農林水産関係事業の取扱いの具体的調整について

農林水産関係事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成17年1月24日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協議事項	農林水産業関係事業	関係項目	
調整の内容	4. 生産調整関係事業については、合併時まで調整する。 6. 畜産関係事業については、家畜防疫事業は合併時まで調整する。 なお、町営放牧場は、現行のとおり新市に引き継ぐ。 7. 土地改良事業については、継続中の事業は現行のとおり新市に引き継ぐ。 なお、新規事業については、事業採択時に新市において調整する。		

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整の具体的内容
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町	
生産調整 (転作)関係	【町単事業】 地域とも補償事業	【町単事業】 ・生産調整推進対策事業	【町単事業】 ・生産調整推進対策事業	【町単事業】 なし	現行では4町で隔たりがあるため、新市において調整を図る。
畜産関係	家畜防疫事業 なし	家畜防疫事業 アカバネ病予防注射に対して町が手数料2/3を助成。	家畜防疫事業 アカバネ病予防注射に対して町が手数料1/3を助成。	家畜防疫事業 アカバネ病予防注射に対して町が手数料1/3を助成。	新市において市が手数料2/3を助成し実施する。
	牧場 ・町営放牧場 放牧料 肉用牛成牛 126円/日 肉用牛育成牛 42円/日	なし	牧場 ・町営放牧場 放牧料 肉用牛成牛 250円/日 肉用牛育成牛 85円/日	牧場 ・町営放牧場(委託) 放牧料 肉用牛成牛 180円/日 肉用牛育成牛 50円/日	牧場は現行のとおりとする。 管理方法・放牧料については新市において関係団体と協議の上、調整を図る。

説 明 資 料

区 分	鷹 巢 阿 仁 地 域 4 町 の 現 況				調整の具体的内容
	鷹 巢 町	合 川 町	森 吉 町	阿 仁 町	
土地改良関係	災害復旧 【農地災害】 通常補助率 町 4 5 % 受益者 5 %以内	災害復旧 【農地災害】 通常補助率 町 4 0 % 受益者 1 0 %以内	災害復旧 【農地災害】 通常補助率 町 4 0 % 受益者 1 0 %以内	災害復旧 【農地災害】 通常補助率 町 4 0 % 受益者 1 0 %以内	災害復旧 【農地災害】 通常補助率 市 4 5 %、 受益者 5 %以内
	【農業用施設災害】 通常補助率 町 3 3 % 受益者 2 %以内	【農業用施設災害】 通常補助率 町 2 5 % 受益者 1 0 %以内	【農業用施設災害】 通常補助率 町 3 0 % 受益者 5 %以内	【農業用施設災害】 通常補助率 町 2 5 % 受益者 1 0 %以内	

報告第37号

都市計画関係事業の取扱いの具体的調整について

都市計画関係事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成17年1月24日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協議事項	都市計画関係事業	関係項目	
調整の内容	2. 都市計画審議会については、合併時までに再編する。		

説明資料

鷹巣阿仁地域4町の現況						調整の具体的内容
区分	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町		
都市計画審議会	【委員構成】 委員	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・町議会議員 ・町職員 合わせて10人以内	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・町議会議員 ・関係行政機関 若しくは秋田県職員 ・町の住民 合わせて10人以内	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 7人以内 ・町議会議員 5人以内 ・町職員 2人以内 	-	都市計画審議会 (委員) <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 7人以内 ・市議会議員 6人以内 ・関係行政機関 又は秋田県職員 3人以内 ・新市の住民 4人以内 委員は、20人以内とする。 ただし、別に臨時委員、専門委員を若干人置くこととする。
	臨時委員	若干人	若干人	若干人	-	
	専門委員	若干人	若干人	-	-	

報告第 3 8 号

建設関係事業の取扱いの具体的調整について

建設関係事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 4 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協議事項	建設関係事業	関係項目	
調整の内容	1. 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐこととし、市道の認定基準については、合併時まで調整する。		

区分		鷹巣阿仁地域4町の現況				調整の具体的内容		
		鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町			
町の道路状況	町道の認定基準	路線の認定					鷹巣町の基準を参考に作成する。延長及び曲線半径の基準は定めないものとする。	
		根拠条例・規則・要綱等	鷹巣町町道認定基準（内規）	基準なし	基準なし	阿仁町町道認定規則		
	認定基準の概要 （主なもの）	幅員	4.0m以上			3.0m以上	幅員	4.0m以上
		延長	50m以上			—	延長	—
		曲線半径	—			10m以上	曲線半径	—
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道、県道若しくは市町村道又は、農林道の相互間を連絡する道路であること。 ・ 集落と公道を連絡する道路、又は集落の相互間を連絡する道路であること。 ・ 公共施設と公道を連絡する道路、又は公共施設の相互間を連絡する道路であること。 ・ 道路管理上支障となる物件がないこと。 ・ 個人又は共有の道路敷地及び道路の付属する施設若しくは工作物は寄附により町に所有権が移転できるものであること。 ・ その他、町長が別に定める要綱等に適合すると認められた道路、又は公益上特に必要と認められた道路。 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道（県道）と部落間の連絡道路。 ・ 部落と部落間の連絡道路。 ・ 国有鉄道の駅、病院、学校等の公共施設又は主要観光地に通ずる道路。 	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道、県道若しくは市町村道又は、農林道の相互間を連絡する道路であること。 ・ 集落と公道を連絡する道路、又は集落の相互間を連絡する道路であること。 ・ 公共施設と公道を連絡する道路、又は公共施設の相互間を連絡する道路であること。 ・ 道路管理上支障となる物件がないこと。 ・ 寄附により、所有権が市に移転できる道路用地であること。 ・ その他市長が認めた道路、又は公益上特に必要と認められた道路。 	

報告第 3 9 号

水道事業の取扱いの具体的調整について

水道事業の取扱いの具体的調整について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 月 2 4 日提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陸

鷹巣阿仁地域合併協議会の具体的調整内容

協議事項	水道事業の取扱い(1)	関係項目	上水道（簡易水道・小規模水道含む）事業
調整の内容	5.水道関係手数料の内、給水装置工事業者手数料については、合併時まで統一する方向で調整する。		

説明資料

区分	鷹巣阿仁地域4町の現況				調整の具体的内容																																																															
	鷹巣町	合川町	森吉町	阿仁町																																																																
水道関係 手数料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="3">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">設計審査 及び工事 検査手数料</td> <td>メーター 口径</td> <td>新設又は 全面改造 工事</td> <td>その他 の工事</td> </tr> <tr> <td>25mmまで</td> <td>6,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm超 50mm以下</td> <td>8,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>50mm超</td> <td>10,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料			設計審査 及び工事 検査手数料	メーター 口径	新設又は 全面改造 工事	その他 の工事	25mmまで	6,000円	2,000円	25mm超 50mm以下	8,000円	3,000円	50mm超	10,000円	4,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>完成検査手数料</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	設計審査手数料	1,000円	完成検査手数料	1,000円	給水装置工事業者手数料	10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>口径</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">設計審査 手数料</td> <td>13～25mm</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm超 50mm未満</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">竣工検査 手数料</td> <td>13～25mm</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm超 50mm未満</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>50mm以上</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td></td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	口径	手数料	設計審査 手数料	13～25mm	3,000円	25mm超 50mm未満	3,500円	50mm以上	4,000円	竣工検査 手数料	13～25mm	3,000円	25mm超 50mm未満	3,500円	50mm以上	4,000円	給水装置工事業者指定手数料		10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査手数料</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>完成検査手数料</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	設計審査手数料	1,000円	完成検査手数料	1,000円	給水装置工事業者手数料	10,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計審査・完成検査手数料</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>給水装置工事業者指定手数料</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>更新手数料</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>更新期間</td> <td>3年</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料	設計審査・完成検査手数料	3,000円	給水装置工事業者指定手数料	30,000円	更新手数料	10,000円	更新期間	3年
	区分	手数料																																																																		
	設計審査 及び工事 検査手数料	メーター 口径	新設又は 全面改造 工事	その他 の工事																																																																
		25mmまで	6,000円	2,000円																																																																
		25mm超 50mm以下	8,000円	3,000円																																																																
		50mm超	10,000円	4,000円																																																																
	区分	手数料																																																																		
	設計審査手数料	1,000円																																																																		
	完成検査手数料	1,000円																																																																		
	給水装置工事業者手数料	10,000円																																																																		
区分	口径	手数料																																																																		
設計審査 手数料	13～25mm	3,000円																																																																		
	25mm超 50mm未満	3,500円																																																																		
	50mm以上	4,000円																																																																		
竣工検査 手数料	13～25mm	3,000円																																																																		
	25mm超 50mm未満	3,500円																																																																		
	50mm以上	4,000円																																																																		
給水装置工事業者指定手数料		10,000円																																																																		
区分	手数料																																																																			
設計審査手数料	1,000円																																																																			
完成検査手数料	1,000円																																																																			
給水装置工事業者手数料	10,000円																																																																			
区分	手数料																																																																			
設計審査・完成検査手数料	3,000円																																																																			
給水装置工事業者指定手数料	30,000円																																																																			
更新手数料	10,000円																																																																			
更新期間	3年																																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給水管口径</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">せん孔 手数料</td> <td>25mmまで</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>25mm超75mm未満</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>75mm超</td> <td>50,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給水管口径	手数料	せん孔 手数料	25mmまで	2,000円	25mm超75mm未満	3,000円	75mm超	50,000円																																																									
区分	給水管口径	手数料																																																																		
せん孔 手数料	25mmまで	2,000円																																																																		
	25mm超75mm未満	3,000円																																																																		
	75mm超	50,000円																																																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="2">手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定工事業者新規指定手数料</td> <td>一件につき</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td>各種証明手数料</td> <td>一件につき</td> <td>200円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	手数料		指定工事業者新規指定手数料	一件につき	30,000円	各種証明手数料	一件につき	200円																																																										
区分	手数料																																																																			
指定工事業者新規指定手数料	一件につき	30,000円																																																																		
各種証明手数料	一件につき	200円																																																																		